

シンガポール警察の交番業務における  
オンラインシステム活用の在り方等に関する  
調査研究報告書

令和5年（2023年）7月

公益財団法人 日工組社会安全研究財団



# 目 次

1. 調査研究の目的.....	1
2. シンガポールの概要.....	2
2.1 地理的概要.....	2
2.2 シンガポール小史.....	4
1) シンガポールの成立から独立まで.....	4
2) シンガポール発展の歩み.....	5
2.3 人口・民族構成等.....	8
1) 人口.....	8
2) 民族構成.....	9
2.4 シンガポールの地域行政.....	10
1) タウンカウンスル.....	10
2) 人民協会・社会開発協議会とグラスルーツ組織.....	11
2.5 国民登録番号制度とSingPass.....	13
3. シンガポール警察の概要.....	15
3.1 シンガポール警察の歴史.....	15
3.2 シンガポール警察の組織.....	18
3.3 NPP 及び NPC の導入経緯.....	20
1) NPP 設置の経緯.....	20
2) NPP の概要.....	21
3) NPP 導入の成功要因.....	22
4) NPC への発展.....	22
3.4 各管区及び NPC、NPP の配置状況.....	27
4. シンガポール警察の交番業務におけるオンラインシステムの活用状況.....	30
4.1 コミュニティ・ポリシング及びこれに基づくコミュニティ・ポリシング・システムの導入.....	30
1) シンガポール警察活動と「コミュニティ・ポリシング」.....	30
2) シンガポール警察におけるコミュニティ・ポリシング・システム (COPS) の導入.....	31
4.2 Self-Help Kiosk.....	34
4.3 Found Property Drop-Box.....	38
4.4 警察サービスのオンライン化における SingPass の活用.....	42
5. まとめ.....	43
1) SPF のコミュニティ・ポリシング強化政策.....	43
2) テクノロジーの活用の要件.....	45

## 資料編

資料1 シンガポール警察史	資料- 1
資料2 NPC、NPPリスト	資料- 14
資料3 関係法令	資料- 19
資料4 我が国における遺失物取扱実務について	資料- 24



## 1. 調査研究の目的

1874（明治7）年に日本で最初の交番が設置されて以降、今日に至るまで、交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っている<sup>1</sup>。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている（警察庁 2022）。20 世紀後半には、地域の安全確保における交番の機能が国際的にも注目されるようになり、シンガポールを皮切りに、ブラジル、インドネシアなどへ交番制度が「輸出」されるようになった。

2022（令和4）年4月1日現在、全国に交番は6,250か所、駐在所は6,105か所設置されている（警察庁 2022）が、昨今では交番等勤務員への襲撃事案が相次いで発生するなどの問題が出ているほか、拾得物の取り扱いなど、各種業務により交番等勤務員への負荷が増大している。

そのような中、日本の交番制度を海外で最初に導入したシンガポールでは、21世紀に入ってからオンラインシステムを導入し、拾得物の取り扱いなどを自動化した上で交番を無人化させるとともに、警察官の要員配置を犯罪多発地域等の重点コミュニティへ再配置するなど、警察業務の合理化や省力化を進めている。

このような状況から、シンガポールにおける取り組みは、今後の日本における交番運営を考える上での一助になると捉え、本研究はその経緯、背景、制度等を調査研究するものである。

### ○本報告書における省庁・機関名について

日本の省庁と区別するため、原則としてシンガポールの政府機関等については省庁名の前に「シンガポール政府」を付した。一方、日本の省庁名等については「日本」を付さないこととした。

例：日 本 → 総務省統計局  
シンガポール → シンガポール政府統計局

なお、シンガポール警察（Singapore Police Force）についてはSPFの略称を適宜用いている。

<sup>1</sup> 日本の交番・駐在所制度については、警察庁（2004）による『平成16年警察白書』「第1章 地域社会との取り組み」が詳しい。

## 2. シンガポールの概要

### 2.1 地理的概要

シンガポールは、我が国の南西約 5,200km、マレー半島の先端のほぼ赤道直下に位置し、ジョホール水道でマレーシアと国境を挟む島国である。

国土面積は2022年時点で733.2 km<sup>2</sup>であり（シンガポール統計局 2022）、東京都区部627.53 km<sup>2</sup>よりやや広く、奄美大島712.36 km<sup>2</sup>と概ね同程度である。

国土は63の島々からなり、最大の島はシンガポール島（東西約42km、南北約23km）である。また、国土の最高地点はシンガポール島のブキツ・ティマであるが、標高163.63mと低く、一般的に平坦な国土となっている。国土面積が狭いため、シンガポール全域で1つの都市を形成し、一般にはシンガポール市と言われることもあるが、現実には市の概念はなく、また地方自治体も存在しない、いわゆる都市国家である。



図 2-1 シンガポールの位置

出典：フリー素材「白地図専門店」データを元に作成

このように国土面積が狭い国でありながら、独立以降、工業や中継貿易等で発展してきたシンガポールは、各種用地を確保するため、繰り返し埋立を行ってきた。この結果、国土面積は独立前の 581.5 km<sup>2</sup>から 2022 年の 733.2 km<sup>2</sup>と、約 25%も増加している。そして、図 2-3 に示すように、こうして造成された用地は、空港や工業用地として活用されている。

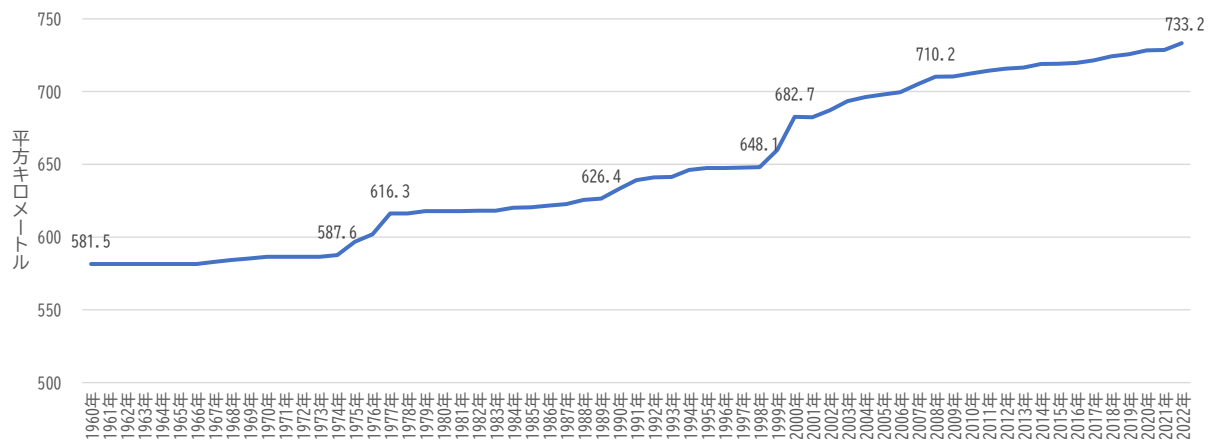


図 2-2 国土面積の推移

資料：シンガポール政府統計局ウェブサイト 「環境」 > 「国土面積」<sup>2</sup>を元に作成

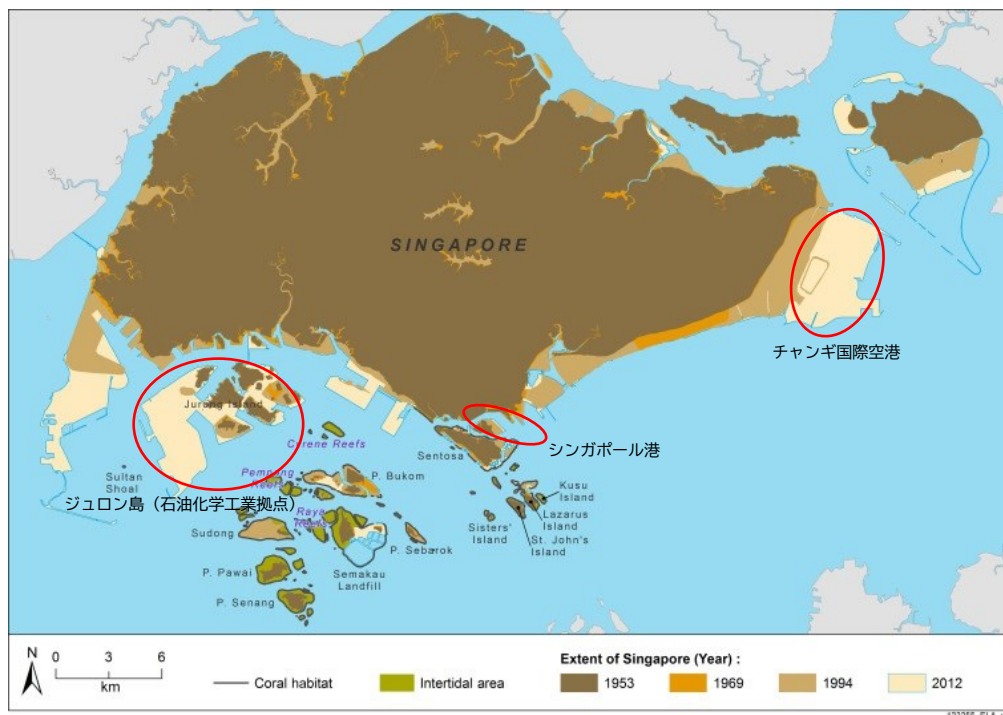


図 2-3 シンガポール埋立変遷図

出典：Sheppard ed. 2019

<sup>2</sup> <https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/society/environment/latest-data> (2023年7月5日取得)

## 2.2 シンガポール小史

---

本節では主に、田村（2016、2021）などを参照し、シンガポールの成立から現在に至るまでの歴史についてみていく。

### 1) シンガポールの成立から独立まで

マレー半島における神話的な物語などを別として、世界史におけるシンガポールの登場は、1819年に英国東インド会社の社員であったトーマス・ラッフルズ卿が当地に上陸し、当時マレー半島南部を統治していたジョホール王国から英国商館の建設許可を得て以降のことである。それまで、マレー語で“ライオンの国”を意味する「シンガプーラ」<sup>3</sup>と呼ばれていたこの地は、英語風にシンガポールと改められた。

この頃のシンガポールは人口わずか150人程度であったと言われるが、マラッカ海峡に接する地政学的な優位性から直ちに発展がはじまり、わずか5年間ほどの間に人口は1万人を突破した。

1824年にはジョホール王国からの割譲が成立し、1826年には英国の海峡植民地に組み込まれ、1832年にはシンガポールがその首都となった。

また、英国進出直後である1820年にはシンガポール警察が開設されている（この歴史については別項に述べる）。

19世紀半ばにおけるシンガポールは、同じく英国の植民地であったインドやオーストラリアと、中国大陸との間における茶・阿片の三角貿易中継地点として、また、マレー半島から産出される錫、天然ゴムの積出港として発展し、港湾荷役の他、プランテーション労働者、行政官吏等の担い手として中華系、インド系からの移民が大量に渡来し、現在の多民族国家シンガポールの礎が形成された。当時の英国によるシンガポールの治安維持においては、華人<sup>4</sup>社会の制御が重要な事項の一つであった。

20世紀に入り、英国による東南アジア植民地経営と並んで英国軍の進出も進み、現在では著名な観光地となっているセントーサ島に、英国軍の要塞が建設されるなど、シンガポールの軍事拠点化が進んだ。

このため、シンガポールは旧日本軍の攻撃目標の一つとなり、1941年12月8日の日本海軍による真珠湾攻撃直後に、シンガポールに対しても陸海軍による攻撃が行われ、1942年2月15日に、英国極東軍パーシバル司令官の降伏以降、1945年8月15日の第二次世界大戦終了まで、シンガポールは日本の支配下に入り、名も「昭南島」或いは「昭南市」と改められた。

一方、20世紀に入ると、一部の知識層からは独立の機運が発生し、反英運動も活発化することとなり、英国植民地当局は、反英活動家に対する徹底した取り締まりと弾圧とを行うようになっていた。日本軍の支配により英国の圧力は一時的に停止するが、日本の敗戦と撤退により、再び

---

<sup>3</sup> これより古いシンガポールの名称としては、7世紀頃の漁村時代から使われた“テマセク”（港の街の意）がある。この名は、今日でも、シンガポール政府が所有する投資会社「テマセク・ホールディングス」などに残っている。

<sup>4</sup> 流入初期の中華系住民を「華僑」と呼ぶことに問題はないが、これは居住地での国籍を獲得していないものを指すため、一般的に中国系シンガポール人は「華人」と呼称することが多い。本報告書でも、以降、「華人」を用いる。



シンガポールは英国の支配下に置かれるようになった。この頃、裁判にかけられた労働組合の指導員や学生活動家などの弁護を引き受けたのが、後に初代シンガポール首相となるリー・クアンユーであった。

第二次大戦後、再び英国による植民地経営に戻ったとはいえ、大戦による英国の国力低下もあり、住民らによる反英・独立運動を徹底的に抑え込むことは出来なくなっていた。

この頃になると、植民地経営に対する国際世論の批判が大きくなり、1957年8月に、マラヤ連邦<sup>5</sup>がコモンウェルスの一員として独立した。ただし、この時点ではシンガポールはマラヤ連邦には加盟しておらず、1959年に英国の自治領となった。そして、1963年に、マラヤ連邦にシンガポールの他、ボルネオ島のサラワク州、サバ州（当時は英領北ボルネオ）が加わる形でマレーシアが成立した。

ところが、新生マレーシアは、全体としてはマレー系住民が優位であったのに対し、シンガポールはラッフルズ以降の発展過程において華人人口がマレー系人口を上回り、マレー系住民を優遇する当時の施策に対しての反発から、華人对マレー系の衝突が激化し、死傷者を出す暴動にまで発展することとなった。

しかしながら、第一次産業も、天然資源の産出も殆どない中継貿易港であるシンガポールにとってマラヤ連邦及びマレーシアは天然ゴムや錫を豊富に産出する重要な後背地であったことから、主として経済的な理由により、シンガポールは独立に消極的であった。だがマレーシアは、「マレーシア人のマレーシア」を創るべきだという政治的理由から、シンガポールとの対立を深めていった。

かかる背景により融和は不可能との結論に至り、1965年8月9日に、シンガポールはマレーシア連邦から追放される形で分離独立した。シンガポールの独立に際し、当時のマレーシア首相であるトゥンク・アブドラ・ラーマンはこの日、「シンガポールはマレーシアの一部であることを停止し、主権国家として永遠に独立する。マレーシア政府は、シンガポール政府を独立した主権を持つ政府として承認し、将来も友好関係、協力関係を推進する」との声明を発表しているが、その直前、連邦議会において、シンガポールの扱いに関する憲法改正の決議案に関し「最終的には我々の選択肢は二つしかなかった。ひとつは、シンガポール州政府と指導者を彼らの態度にかんがみて厳しく処分することである。ひとつはいま我々がとりつつある措置で、中央政府への忠誠を失ったシンガポールとの関係を断つことである」との演説も行っている<sup>6</sup>。

## 2) シンガポール発展の歩み

第二次世界大戦の終了から14年を経て、英国植民地から自治領となったシンガポールが直面した問題の一つが深刻な住宅不足と失業問題の解消であった。

戦闘により国土が荒廃しただけでなく、日本占領中にはオーストラリアやインドからの食糧等供給が断たれたため、シンガポール経済はひどいインフレに見舞われてもいた。

このような中、スラムからの脱却と住宅不足克服のために「シンガポール政府住宅開発庁（HDB：Housing & Development Board）」が1960年に、失業克服のために「シンガポール政府経済開発庁（EDB：Economic Development Board）」が1961年にそれぞれ設置された。これらは法

<sup>5</sup> 連邦の成立は1948年であるが、1957年までは英国の保護領であった。

<sup>6</sup> これらラーマン首相の発言は、リー（2000a:pp.1-2）に基づく。

定機関という位置づけではあるが、政府としての行政サービスを直接提供しないため議会による直接的な監督が不要であり、弾力的な対応を可能とする実効的な組織となった。

設立当初の HDB は、①国民への安価な住宅の供給、②住宅の建設・供給計画の作成、③土地の収用と再配置<sup>7</sup>を目的に掲げていた。

設立以降、HDB は急速な住宅供給を進めており、2021 年におけるシンガポール国民の HDB 住宅入居率は 80%に達している (HOUSING & DEVELOPMENT BOARD, 2021)。シンガポールにおいて HDB はもはや住居の代名詞であり、また国を代表するモノの一つともなっている。

1990 年代にわが国でもヒットしたシンガポール出身のシンガーソングライターであるディック・リーが 1984 年に発表した楽曲 “Life in the Lion City”<sup>8</sup>の中で、街の名所や風景を案内し歌う次のような一節がある。

Ang Mo Kio - H.D.B.	アン・モ・キオ	—	HDB 住宅
Shenton Way - Productivity	シェントン・ウェイ	—	生産性
People' s Park - Speak Mandarin	ピープルズ・パーク	—	北京官話を話そう
Orchard Road - Keep The City Clean	オーチャード・ロード	—	街をきれいに

【注】

アン・モ・キオ：1980 年頃までに HDB が開発した、北東部に位置する大規模ニュータウン

シェントン・ウェイ：中心部南北方向の幹線道路で、“シンガポールのウォール街”と言われる金融街

生産性：1975 年に当時の外務大臣 S. ラージャラトナムが “Productivity Is Our Business” (生産性は我々の仕事) というスローガンを掲げて以降、“Productivity (生産性)” はシンガポールの発展を示す重要なキーワードの一つである

ピープルズ・パーク：1970 年代に建設された中心部の商業・住居複合ビル

北京官話を話そう：別項で示すように、シンガポール国民の最大勢力は華人であるが、その多くは福建省、広東省など中国南部出身者が多かったため、彼らが話す言葉は福建語や広東語など、出身地の言葉であった。シンガポールの学校教育では第一言語を英語、第二言語を出身民族の言語 (中国語、マレー語、タミル語) のいずれかとするバイリンガル教育方針を取っているが、1979 年にリー・クアンユー首相 (当時) が “北京官話を話そう (Speak Mandarin; 讲华语 (ji āng huáyǔ))” というキャンペーンを開始し、シンガポール華人間での共通言語を北京語に統一するような動きとなっている。

オーチャード・ロード：中心部東西方向の幹線道路で、日系デパート、ブランドショップなどが並ぶ商業街

街をきれいに：路上に痰や唾を吐くという華人などの習慣により街が汚れないようにするため、独立以前の 1958 年に市議会が “Keep Your City Clean” というスローガンを掲げて以降、街の美化はシンガポールにおける重要な課題の一つであり続けている

このように、HDB 住宅はシンガポールの日常に溶け込んだ存在となっている。

HDB 住宅の整備によりスラムが解消され、住環境が劇的に向上したのは間違いないが、その一方で、従来の “カンポン” と呼ばれる地域コミュニティが分断されるようになった。“カンポン” — kampong は、マレー語及びインドネシア語で “集落” や “ムラ” を指し、現代でもインドネシアやブルネイなどで見ることができ、HDB 住宅の整備に伴って旧来のカンポンが解体され、HDB 住宅において新たな地域コミュニティを形成する必要が生じた。

また、HDB 住宅が登場するまで、シンガポール国民は民族ごとにコミュニティを形成して居住していたが、HDB 住宅は、建物毎に民族比率に応じて入居者を割り振って各民族が生活するようにしたことも、新たな地域コミュニティを形成する必要性に影響している。

<sup>7</sup> 今日の HDB が掲げるミッションは「手頃な価格で良質の住宅と、コミュニティが繁栄する良好な住環境の提供」となっており、量的な充足から質的な充足へと変化している。

<sup>8</sup> 日本では 1990 年に発売されたアルバム「エイジア・メイジア」に収録され、知られた。原詩は Lee (2004) に拠った。

わが国でも郊外型犯罪が起きやすい場所としてニュータウンが取り沙汰されたことがあるが、シンガポールにおいては、カンポンの解体により、HDB 住宅での犯罪が増加した時期がある（この点については「資料編 資料1」参照）。

## 2.3 人口・民族構成等

### 1) 人口

第二次大戦直後の1950年には百万人余であったシンガポールの人口は堅調に増加を続けており、2019年には570.4万人と、70年間で6倍近くにまで増加している。ただし、新型コロナウイルス COVID-19の影響からか、2020年以降減少に転じたものの、2022年には再び増加し、563.7万人となった。この値は兵庫県の人口（546.5万人<sup>9</sup>）にほぼ相当する。

一方、前述のとおり国土面積は2022年で733.2km<sup>2</sup>に過ぎないため、人口密度は2022年で7,688人/km<sup>2</sup>となっている。人口密度の高さは世界有数で、2021年時点ではモナコの19,175人/km<sup>2</sup>に続く世界第2位であり、3位のモルディブ（1,895人/km<sup>2</sup>）を大きく引き離している<sup>10</sup>。

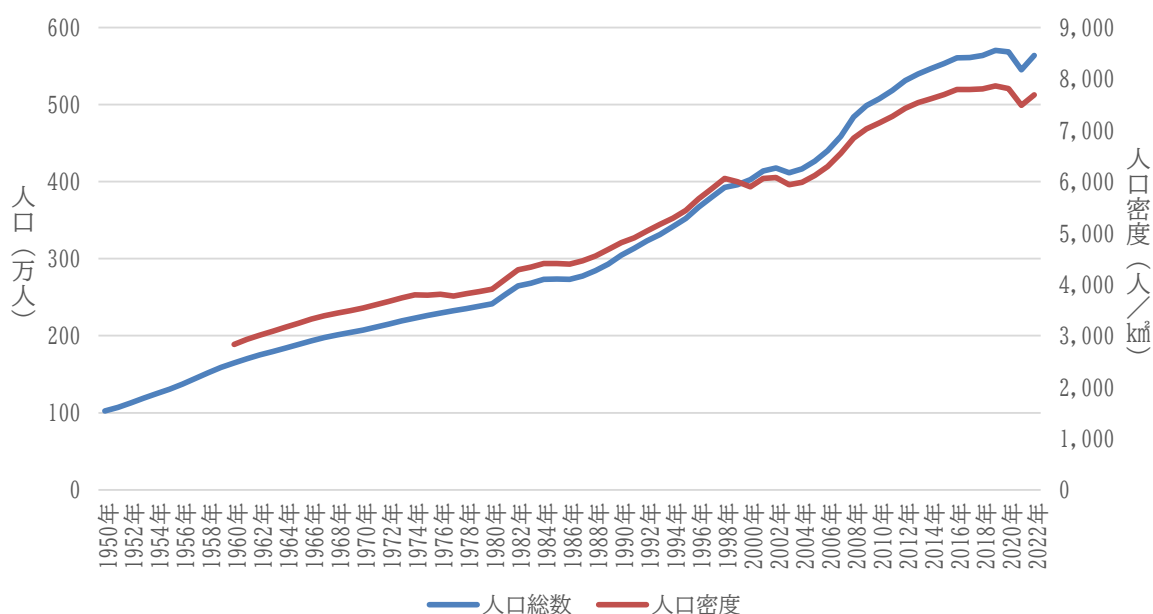


図 2-4 シンガポール人口・人口密度の推移

資料：シンガポール政府統計局ウェブサイト

「人口及び人口構造」 > 「総人口」 および 「人口密度」<sup>11</sup>を元に作成

<sup>9</sup> 総務省統計局，令和2年国勢調査

<sup>10</sup> 人口密度の高さは、総務省統計局（2023）「世界の統計 2023」（pp. 29-34）をもとにランク付けを行った。なお、「世界の統計 2023」ではシンガポールの人口密度は7,485人/km<sup>2</sup>となっており、本文中で示した7,688人/km<sup>2</sup>とは数値が異なるが、これは、本報告書が2022年データを用いて算出したのに対し、「世界の統計 2023」のデータ参照元である国連の資料（UK, Demographic Yearbook system, *Demographic Yearbook 2021*）は2020年のデータを用いていたためである。

<sup>11</sup> <https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/population/population-and-population-structure/latest-data>（2023/7/5取得）

## 2) 民族構成

前述のとおりシンガポールでは19世紀半ばごろから移民が進み、中でも中国大陸からの移住が多かったことから、マレー半島内の国家でありながら、華人が約4分の3を占めている。次いでマレー系13.6%、インド系9.0%などの順となっている。

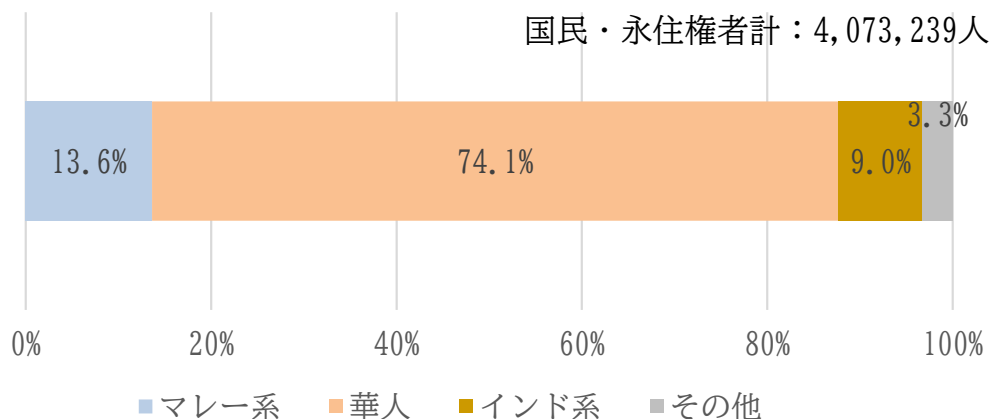


図 2-5 シンガポールの民族構成比 (2022 年)

資料：シンガポール政府統計局ウェブサイト

「人口及び人口構造」>「年別シンガポール居住者年齢及び性別（各年6月末）」<sup>12</sup>を元に作成

こうした民族構成を踏まえ、シンガポール憲法では公用語をマレー語、北京語、タミル語、英語の4つと定め、うちマレー語を国語としている<sup>13</sup>。

<sup>12</sup> <https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/population/population-and-population-structure/latest-data> (2023/7/5 取得)

<sup>13</sup> シンガポール憲法第153条A (1)マレー語、北京語、タミル語、英語の4言語を以てシンガポールの公用語とする。(2)国語は、ローマ字表記によるマレー語(注：かつてマレー語ではアラビア文字系のジャウィ文字が広く用いられ、現在でもシンガポールに接するマレーシアのジョホール州などで引き続き用いられているため)とする。(以下略)

なお、憲法条文は「シンガポール法令オンライン」より抜粋。

<https://sso.agc.gov.sg/Act/CONS1963?ProvIds=P113-#pr153A-> (2023/7/5 取得)

## 2.4 シンガポールの地域行政

都市国家であるシンガポールには、日本における地方自治体のような組織はなく、国の省庁及び法定機関が、直接住民に対するサービスを提供している。

しかしながら、多民族国家であるがゆえに民族間の融和と社会的結合の促進は重要な課題であり、地域住民と政府との関係性を強める必要があった。

さらに、国民の多くが HDB 住宅に居住するようになったことで、それまでの民族単位のコミュニティが解体され、HDB 住宅毎に、民族比率に応じた住民が生活するようになったことも、新たな地域コミュニティが必要とされる背景となった。

### 1) タウンカウンスル

HDB 住宅においては、住民が直接 HDB 住宅の維持管理に関与できるようにするため、1988 年にタウンカウンスル法 (Town Councils Act 1988) を制定し、これに基づき 1989 年からタウンカウンスル (地区協議会) の設置が始まった。

タウンカウンスルは、タウンカウンスル地区内の選挙区から選出された国会議員が自動的に地区協議会議員となり、これと住民が共同して共用施設の管理に取り組む。議員には選挙区内の HDB 住宅団地を管理する権限と責任が与えられ、住民も意思決定プロセスに参加する。このようにして、それぞれの町が独自の特徴とアイデンティティを発展させることができる。

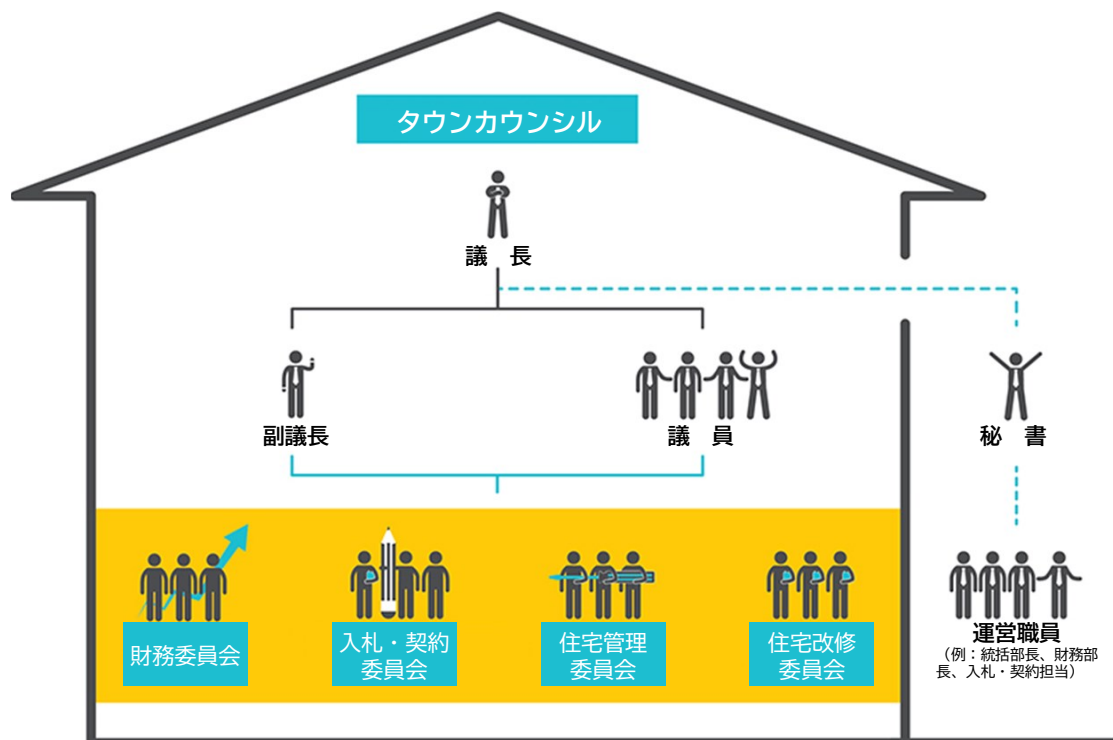


図 2-6 タウンカウンスルの一般的な組織体制

出典：シンガポール政府国家開発省ウェブサイト

「タウンカウンスルについて」 > 「典型的な組織構造」<sup>14</sup>に掲載された図を邦訳して引用

<sup>14</sup> <https://www.mnd.gov.sg/our-work/regulating-town-councils/about-town-councils>  
(2023/7/5 取得)

タウンカウンシルが設置されたことで、HDB 住宅の維持管理に関する権限は、住宅開発庁からタウンカウンシルへと委譲された。

現在は、17 のタウンカウンシルが設置され、HDB 住宅の維持管理を行っている。

## 2) 人民協会・社会開発協議会とグラスルーツ組織

タウンカウンシルは HDB 住宅区域のみを対象とし、また、HDB 住宅の維持管理を主な目的としているのに対し、国全体をカバーし、かつ幅広い福祉的サービスを提供するのが社会開発協議会である。

社会開発協議会の上位組織であり、かつこれに先行して設置されたのが人民協会（People's Association）である。人民協会は、以下の 5 つを目的として、人民協会法（PEOPLE'S ASSOCIATION ACT 1960）に基づき 1960 年に設置された。

- (a) シンガポール国民のために、社会的、文化的、教育的および運動的活動を組織し、集団参加を促進すること
- (b) 指導者に国民としての自覚と多民族社会に献身的に奉仕する精神を植え付けるため、指導者養成を目的とした必要な機関を設立すること
- (c) シンガポール国民の間に地域の絆を育み、社会的結束を強化すること
- (d) 法律により本協会に与えられるその他の職務を遂行すること
- (e) (a)から(d)に記載された本協会の目的の推進に有利と思われる、または必要もしくは便利と思われる活動を理事会が実施すること。

社会開発協議会（CDC：Community Development Councils）は、この人民協会の下部組織として、1997 年の社会開発協議会規則（People's Association（Community Development Councils）Rules）に基づき同年設置された。CDC は、地域住民参加型機関として地域により密着した事業を行うとともに、人民協会の地域活動を支えている。

設置当初は全国が 9 地域に区分されていたが、現在は 5 地域に区分されている。

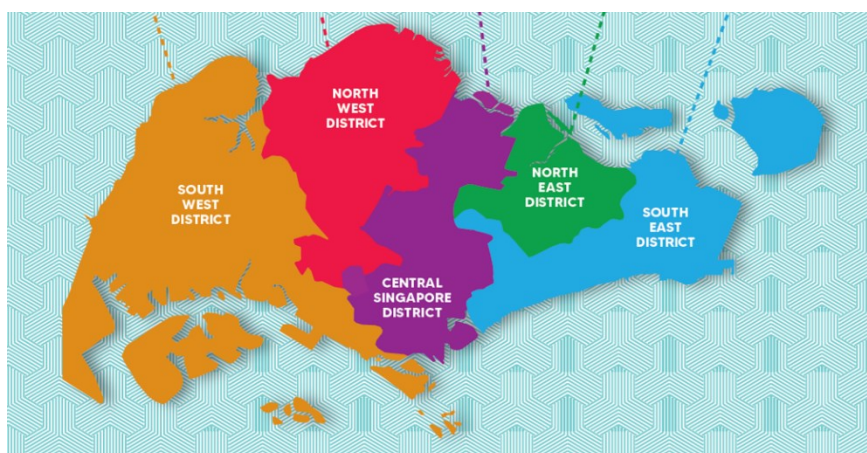


図 2-7 社会開発協議会地域割り図

出典：CDC Web サイト「CDC の計画開発」<sup>15</sup>

<sup>15</sup> <https://www.cdc.gov.sg/who-we-are/five-districts/>（2023/7/5 取得）

CDC の役割は、同規則に「地域の絆の促進とシンガポール国民間の社会的結束の強化」と定められており、「資源とニーズを集約し、パートナーと住民の能力を高め、ステークホルダーをつなぐことで、思いやりと結束力のあるコミュニティを構築する」ことを使命としている。また、この使命を達成するため、以下の3つの機能を有している。

- (a) 地域ニーズと地域資源の集約：Aggregator
- (b) 関係者の能力（Capability / Capacity）向上：Build
- (c) 地域間の連結：Connector

人民協会の活動を支えるもう一つの地域団体がグラスルーツ組織（Grassroots<sup>16</sup> Organisations）である。

人民協会は、2,000 を超えるグラスルーツ組織のネットワークを有しており、これらの組織は、人民協会が任命したボランティアのグラスルーツ・リーダー（Grassroots Leader）によって運営されている。グラスルーツ組織への参加を通じて、これらのボランティアは、一人一人の国民、一つのシンガポールを実現するために地域社会を構築し、橋渡しをするという人民協会の使命達成を支援している。グラスルーツ組織では住民同士の交流のためのさまざまなプログラムを企画し、コミュニティへの参加を促し、コミュニティの問題に対する意識を高め、政府の政策を説明し、フィードバックを集め、困っている人を助けることによって、異なる背景を持つ人々を結びつけ、コミュニティにおける人種間の調和と社会的結束を強めている。

---

<sup>16</sup> 一般に「Grassroots」は「草の根」と訳されることが多いが、日本語で「草の根」は「政党・結社などの指導者層に対していう語」（デジタル大辞泉）である。一方で、シンガポールのグラスルーツ組織は人民協会が任命する人員をリーダーとして配置するなど、政治的ニュアンスが含まれており、日本における“草の根”のイメージとは異なることから、敢えて“グラスルーツ”とした。



## 2.5 国民登録番号制度と SingPass

シンガポールにおける国民登録番号の歴史は古く、英国統治下の 1948 年に、不法移民等を排除する目的で導入された国民登録制度の創設に伴って導入された。

国民登録番号は国民登録法 (National Registration Act) に基づくもので、同法では「国民登録簿を作成し国民を登録する」、「登録に従って ID カードが発行される」といった事項が規定されているが、行政機関等が保持する情報の取り扱いや、国民登録番号の利用範囲（利用できる機関や事務等）について具体的に限定する法令はなく、国民登録番号の利用範囲や情報連携について、利用可能な機関、事務、個人情報等の詳細が法律相当の法令で規定されているものではないと考えられている（アクセンチュア株式会社，2022a:p.10）。

シンガポールでは、出生届時に出生証明書番号が付与され、15 歳になった時点でこれが国民登録番号となり、国民登録カード (NRIC: National Registration Identification Card) が発行される。

NRIC はシンガポール入国管理庁 (The Immigration & Checkpoints Authority) が、上記のとおり 15 歳以上の国民及び永住権保有者に対して発行している。NRIC カードには国民登録番号や証明写真、指紋のほか、①名前（英語・母国語表記の併記）、②民族（チャイニーズ、マレーなど）、③生年月日、④性別、⑤出生国、⑥発行日、⑦住所、⑧国籍（永住者の場合）が記載されている。なお、IC カードではないため、電子的な個人認証機能は持たない。



図 2-8 国民登録カード（永住権者）の見本

出典：シンガポール政府入国管理局ウェブサイト

「国民登録と身分証明書」 > 「身分証明書の進化」 > 「2013 年」<sup>17</sup>

シンガポール政府では、早くから政府機関のウェブサイトでオンライン手続き等を行っていたが、個人認証方式は省庁によって統一されていなかった。

そこで、省庁間の個人認証を統一することを目的として、2003 年に SingPass が導入された。これはシンガポール国民又は永住者であり、かつ 15 歳以上である者が利用できる。

<sup>17</sup> <https://www.ica.gov.sg/about-us/our-heritage/Room/national-registration-identification> (2023/7/12 取得)

SingPass は、日本におけるマイナンバーカードのような IC カードシステムではなく、国民登録番号とパスワードからなり、パソコンからログインして利用するための認証システム（デジタル ID）である。政府のオンラインサービスの利用に当たっては必ず SingPass を使った本人確認が必要である。

2018 年にはパソコンだけでなく、スマートフォンで利用できる SingPass アプリも導入され（iOS、Android、Huawei オペレーティングシステムで利用可能）、国民は、それらを通じてシンガポール政府や民間企業の提供するさまざまなサービスを受けることができるようになった。ログインは①国民登録番号とパスワードの入力、②指紋の読取り（スマートフォンの場合）、顔の読取り（スマートフォンの場合）、または6桁のパスコード入力のいずれかを行う2段階認証となっている。

2022年3月2日付のシンガポール政府の概況報告書<sup>18</sup>によれば、SingPass は700の組織が提供する2,000以上のサービスで活用されている。SingPass の利用者は450万人を超えておりこれは、15歳以上のシンガポール国民および永住権所有者の97%をカバーしている。そして、毎年3.5億件を超える個人および法人の手続き等が SingPass を通じて行われている。

---

<sup>18</sup> シンガポール政府ウェブサイト「スマートネイション」, 2022「SingPass シンガポールの国家デジタル ID (概況報告)」 <https://www.smartnation.gov.sg/media-hub/press-releases/singpass-factsheet-02032022/> (2023/7/12 取得)

### 3. シンガポール警察の概要

#### 3.1 シンガポール警察の歴史

本節は、シンガポール警察（SPF：Singapore Police Force）の概要理解のため、公式ウェブサイトに掲載されている警察史（原題：OUR HISTORY）をもとに表 3-1、表 3-2 にまとめた。なお、同資料の全訳は資料編（資料1）に収めた。

表 3-1 シンガポール警察の歴史（シンガポール成立から独立まで）（1/2）

年	事柄
1819	1月28日、トーマス・ラッフルズが上陸。 2月6日、ラッフルズはジョホール王国より商館建設の許可を取り付け、名称も英語風のシンガポールと改める。
1820	5月、シンガポール初代駐在武官ウィリアム・ファクアール少将が12人からなる警察部門設立。
1826	シンガポールは海峡植民地に組み入れられ、シンガポールの警察は、駐在参事官ジョン・プリンスの指揮下に入る。 ☞ 法制度整備が人口増加に追い付かず、貧困や海賊船の横行など、犯罪率は高い一方、警察組織における監督不行き届きと警官の士気の低さが問題を深刻化。
1843	2月、犯罪対策に係る緊急市民集會が開催され、トーマス・ダンマンが行政副長官及び警視副總監に任命され、警察の組織改善と警官の資質向上が始まる。
1846	警官の規則制定、警ら区域の設定、警官の制服導入、労働諸条件の改善が行われる。
1856	警察法制定。
1857	1月1日、警察法施行、ダンマンが常勤の初代警察長官（Commissioner of Police）に（～1871）。
1859	海賊対策として海岸沿いに警察署設置（～1867）、水上警察を組織。 刑事局設置（秘密結社対策）。
1867	海峡植民地が英国直轄植民地になる。
1869	スエズ運河開通などを契機として貿易が拡大し、シンガポールは急速に発展。 ☞ 中国人苦力等が大挙してシンガポールに押し寄せ、治安が悪化（売春、賭博、薬物乱用、秘密結社活動、暴動などが蔓延）。とくに秘密結社による暴動、暴行、後発の移民に対する虐待等が連続して発生。
1872	警察条例施行（制定は1871）による警察組織再編。 ☞ シンガポールに本部を置き、警視総監（Inspector-General of Police）が海峡植民地内の全ての警察部隊を指揮する海峡植民地警察隊成立。
1877	中国人保護区の設置。秘密結社取り締まりのための新法制定。
1879	警察組織の在り方に関する調査委員会設置。
1881	79年委員会を受けて地元警察隊の中にシク教徒警察隊（Sikh Police Contingent：SPC）が編成。 ☞ SPCはエリート武装警察の中核として配置され、秘密結社勢力に対する抑制策、法や秩序の維持に対する即効力を発揮。
190末	人口増加とともに犯罪が増加。
1929	警察訓練学校設置。
1942	日本軍によるシンガポール占領（～1945.9）。
1945	日本軍の撤退により英国軍によるシンガポール管理開始。警察はシンガポール警察隊（SPF）と改称され、R.E.ファルガー大佐が長官に就任。 ☞ 日本軍の弾圧から解放された秘密結社が勢力を取り戻し、政界や官界までもを影響下に入れたことで警察は騒乱状態に直面。

表 3-1 シンガポール警察の歴史（シンガポール成立から独立まで）（2 / 2）

年	事柄
1946	4月1日、海峡植民地が解体され、シンガポールは英国直轄植民地となる。 占領によって減少した警察職員補填のため、SPF にボランティア特別警察隊設立。
1947	無線部隊編成により緊急用直通電話「999」が開始。 警察は迅速な現場対応が可能となり、武装強盗などの犯罪が激減。
1948	マラヤ連邦成立。ただし、シンガポールは引き続き英国直轄植民地。
1949	SPF にグルカ兵 <sup>19</sup> 部隊設立、女性警察隊編成。
1952	SPF に暴動鎮圧部隊設置。
1955	刑法（臨時規定）の制定により秘密結社は統制下に置かれる。
1957	8月31日、マラヤ連邦独立。
1959	6月、シンガポールは英国の自治領となる。
1963	マラヤ連邦、ボルネオ島のサバ・サラワク両州とともに、マレーシア連邦（Malaysia）を結成。 インドネシア・マレーシアが対立状態となり、インドネシア工作員による爆弾テロが頻発（～1966）。
1964	5月、社会情勢不安に対し、自衛団結成、妨害工作に対抗するための警察パトロールに協力するため、あらゆる職種から1万人以上が登録。 7月、9月に合併反対派閥による人種や共同体間での大規模な暴動発生。

<sup>19</sup> ネパールの山岳民族であるグルカ族によって構成される戦闘集団・傭兵部隊。1857年にインドで発生した対英インド大反乱において英国軍に加わり活躍して以降、現代においても英国軍に引き続き加わっているのみならず、旧英国植民地であるシンガポール、インド等で軍務や警察業務に携わっている。独立前のシンガポールにおいて、華人系とマレー系住民の対立が続く中で、中立的な立場にあるグルカ人を登用したとリー（2000b:p.4）は述べている。

表 3-2 シンガポール警察の歴史（独立以降）

年	事柄
1965	8月9日、マレーシアから分離独立し、シンガポール共和国が成立。
1967	インターポール加盟。 警察訓練学校が警察学校に昇格。
1968	警察の紋章にシンガポール共和国警察を意味するマレー語「Polis Republik Singapura」が描かれた。
1969	警察再編成、現在の制服に変更。
1973	武器犯罪法、薬物乱用防止法の制定により犯罪が減少。
1975	兵役義務による警察官制度導入 <sup>20</sup> 。
1976	1955年の刑法（臨時規定）制定以降で犯罪率が最低となる。
1979	世論調査では、SPFは効率的であり、取り澄まして官僚的ではあるものの、好感を持っているとの結果が得られた。 ☞警察をより地域社会に密着させ、信頼性と親しみやすいイメージをつくり、情報提供や協力を求める国民から信頼されるようにするための取り組みが始まる。
80年代初	経済成長や好景気により都市化が進展する一方、国民の4分の3までがHDB住宅に居住するようになり、従来の地域コミュニティが解体され、HDB住宅での犯罪が増加。
1983	6月1日、警察は地域社会に根差した警察活動への積極的な移行を表明し、NPP制度を発足 ☞警察官のイメージも、恐れられる法の執行者から、地域社会の一員として信頼される存在へと変化。
1997	NPP制度をさらに発展させ、地域社会のワンストップ警察センター <sup>21</sup> として企図されたNPC制度を導入。 ☞この制度は広く成功を収め、2001年には犯罪率が人口10万人あたり1,642件から613件にまで減少。
2001	9月11日の世界同時多発テロ及びその後の対テロ戦争を契機として、新たな安全保障に対応するため、爆発物処理、暴行対策、その他テロ対策への対応を開始。
2012	NPCシステムをさらに強化し、現在のコミュニティ・ポリシング・システム（Community Policing System：COPS）へと改善。
2018	シンガポールは94%の国民が夜間に近所を一人で歩いていることなどからギャラップ社の「国際法秩序レポート2018」において再び1位を獲得。

<sup>20</sup> SPF公式ウェブサイト内「シンガポール警察史（Our History）」>「1965-1983：新国家の安全保障」においては、「1967年には兵役義務による警察官制度が導入された」とあるが、一方で、SPF公式ウェブサイト内「私たちについて（Who We Are）」>「兵役義務」>「兵役義務による警察官制度（Police National Service）」においては、1967年には「シンガポール警察にパートタイムの自警団（Vigilante Corps）、およびパートタイムの特別警察官（Special Constabulary）が初めて設置された。しかしながら、フルタイムの兵役義務による警察官の最初の採用者が入隊したのは、兵役義務が導入されて8年後の1975年7月24日だった」とあるため、ここではより詳細な情報が記載されていた後者の年号を採用した。  
なお、それぞれの出典は以下のとおりである。

・シンガポール警察史（Our History）」>「1965-1983：新国家の安全保障」

<https://www.police.gov.sg/Who-We-Are/Our-History>

・私たちについて（Who We Are）」>「兵役義務」>「兵役義務による警察官制度（Police National Service）」

<https://www.police.gov.sg/Who-We-Are/National-Service/Police-National-Service>

<sup>21</sup> 犯罪捜査、交通事故の捜査や取り締まり等の警察業務や、市民が必要とする届出などを行う総合的な警察施設。

### 3.2 シンガポール警察の組織

シンガポール警察は内務省の外局で、図 3-1 に示すように 30 以上の部署から構成されている。

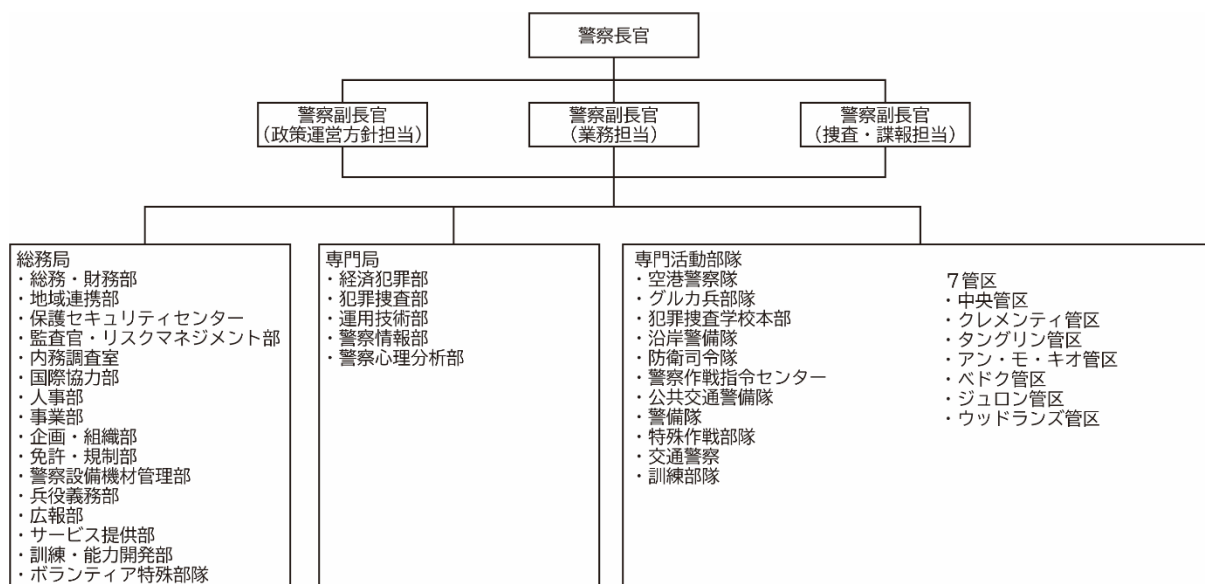


図 3-1 シンガポール警察組織図

出典：Singapore Police Force（2021）を元に作成

警察官は 2021 年 3 月 31 日現在、全体で約 4.4 万人であり、常勤である正規警察官、警察職員、兵役義務による警察官<sup>22</sup>合わせて約 1.5 万人のほか、非常招集により即応可能な予備役警察官、ボランティア特別警察官により構成される。

表 3-3 警察官人数（2020.3.31 現在）

警察官 (Uniformed Regular Officers)	9,571 人
警察職員 (CIVILIANS)	1,135 人
予備役警察官 (PNSMEN: Operational Ready Police National Servicemen)	26,459 人
兵役義務による警察官 (PNSFs: Fulltime Police National Servicemen)	4,685 人
ボランティア特別警察官 (VSCs: Volunteer Special Constabulary)	1,266 人
計	43,116 人

出典：Singapore Police Force（2020）<sup>23</sup>を元に作成

<sup>22</sup> シンガポール国民若しくは永住権所有者である男性は、16 歳以上になると最大 2 年の兵役が義務付けられており、その間は国防軍、警察、シンガポール市民防衛隊 (Singapore Civil Defence Force、消防、救命救急活動を担う) のいずれかに所属する。本報告書においては、こうした兵役義務によって警察に所属することとなった者を、暫定的に「兵役義務による警察官」と呼ぶこととする。

<sup>23</sup> 本報告書刊行時点では 2021 年版が発行されているが、警察官職種内訳が 2020 年版に比して簡略化されているため、内訳については 2020 年版の数値を用いた。

このうち、ボランティア特別警察官は、第二次大戦直後の混乱期における秩序回復のための人材不足に対し、シンガポール警察の人員強化を目的として、1946年に設けられた制度である。

ボランティア特別警察官は警察官と同等の権限を与えられ、7管区内の警察署、空港警察隊、沿岸警備隊、公共交通警備隊、または交通警察等の「専門家及び部隊」に配属され、月に最低16時間勤務しなければならない。また、VSCの隊員は、主に大規模イベント等における雑踏警備、警ら、検問、沿岸警備隊による巡回や交通警察の任務を担当する。

ボランティア特別警察官の採用要件は表 3-4 のとおりである。

表 3-4 ボランティア特別警察官の採用要件

項目	男性	女性
国 籍	シンガポール国民又は永住者	
年 齢	18～45 歳	
教 育	GCE-O レベル試験 <sup>24</sup> 以上または NITEC <sup>25</sup>	
PES ステータス <sup>26</sup>	A 又は B1	免除

兵役義務による警察官については、シンガポール国民若しくは永住権所有者である男性は、16歳以上になると最大2年の兵役が義務付けられており、その間は国防軍、警察、シンガポール市民防衛隊 (Singapore Civil Defence Force、消防、救命救急活動を担う) のいずれかに所属することとされており、このうち、SPF に配属されたものを指す。該当者が国防軍、警察、シンガポール市民防衛隊に対しどのような割合で配置されているか、および、SPF の全人員に対する構成比が規定されているかどうかは定かではない。

<sup>24</sup> GCE O-Level: Singapore-Cambridge General Certificate of Education Ordinary Level (シンガポール・ケンブリッジ普通教育認定試験)。シンガポールでは、小学校卒業時に受験する Primary School Leaving Examination: 初等教育修了試験の成績によって、中学校が3コースに分けられている。GCE O-Level は、上位及び中位コースの中学生が受験する試験である。成績は、A(1, 2)、B(3, 4)、C(5, 6)、D7、E8、F9 に分けられており、C5 以上が合格とされている。

<sup>25</sup> NITEC: National Institute of Technical Education Certificate (国立技術教育院卒業資格)。GCE O-Level に合格しなかった中学卒業生や下位コースの中学卒業生が職業訓練教育を受ける Institute of Technical Education (国立技術教育院) 卒業時に取得する卒業資格。

<sup>26</sup> PES: Physical Employment Standard (身体雇用基準)。国軍、市民防衛隊、警察のいずれかに入隊するために必要な身体能力テストであり、A 又は B1 は、“Suitable for frontline operational vocations: 最前線での任用に適する”である。

### 3.3 NPP 及び NPC の導入経緯

---

本報告書 2.2 及び表 3-2 で触れたとおり、1980 年代初頭には、経済成長や好景気により都市化が進展する一方、国民の 4 分の 3 までが HDB 住宅に居住することで従来の地域コミュニティが解体され、HDB 住宅での犯罪が増加するようになり、これらの要因が NPP (Neighbourhood Police Post) 導入の背景となった。

本節では、主に原田 (2001) やシン (Singh, 2000) を参照し、NPP 及び NPC の導入経緯についてまとめていく。

#### 1) NPP 設置の経緯

都市化に伴う住民の連帯意識の希薄化、住民の流動化、規範意識の低下といった諸問題から犯罪件数が増加したことを受け、シンガポール政府は警察組織再編成検討委員会を設置した。

同委員会の主な検討課題は以下の 2 点である。

- ・市民と警察の協力関係の強化方策
- ・防犯パトロール

検討の結果、当該分野において成功している日本の交番制度<sup>27</sup>導入を本格的に開始することとし、日本政府に対し 1981 年に協力要請を行った。

シンガポール側からは内務大臣らが来日して交番等を視察する一方、日本側は警察庁から事前調査団を派遣した。翌 82 年に警察庁の提言書が内務大臣に提出され、シンガポール側で更なる検討を行う一方、日本からは専門家を派遣し、シンガポール警察幹部に対する 3 カ月にわたる研修や、シンガポールの警察署長らが来日しての視察・研修、さらには交番勤務予定者らに対する研修の実施など、日星相互での訪問・研修が繰り返された。

そして、1983 年 6 月に、トアバヨ警察署管内にシンガポールの NPP 第 1 号となるキーボン NPP が開設された。

キーボン NPP が開設された時点で、シンガポール警察は 1992 年までに 91 箇所の NPP を開設する計画 (1984 年から 1988 年までに商工業地域や住宅地域に毎年約 10 箇所を建設し、1989 年以降郊外部に残りの交番を設置する計画) を立て、1994 年には 91 番目の NPP が設置されて目標は達成された。

---

<sup>27</sup> 原田 (2001) によれば、1976 年に米国の政治学者 David H. Bayley が著した “Forces of Order: Policing Modern Japan” により、日本の交番システムが世界的に知られるようになった。



表 3-5 シンガポールへの交番制度輸出経緯

時期	内容
1981 春	シンガポールから日本に交番制度導入の協力要請。
1981/10/18 ～29	シンガポールのチュア内務大臣、ゴ警察長官らが来日、交番等を視察。
1981/11/17 ～12/7	警察庁から事前調査団をシンガポールに派遣。
1981/12/18 ～31	シンガポールから警察組織再編成検討委員会のシン司令官ら警察幹部4名が来日。日本作成予定の提言書の内容について討論するとともに、交番制度等について研修。
1982/2/28 ～3/13	警察庁で提言書を作成。シンガポールを訪問し、チュア内務大臣に提出、説明するとともに、具体的内容について検討。
1982/6/25 ～9/24	警察庁及び警視庁から専門家を派遣。3か月間にわたり警察学校の教官、警察本部・警察署幹部に研修を実施。
1982/12/6 ～22	シンガポールの警察署長ら研修チーム7名が来日。交番実務研修、警察学校での教養 <sup>28</sup> の視察等を実施。
1983/1/15 ～2/25	シンガポールが行った交番勤務予定者に対する第1期交番研修において、アドバイスをを行うため、警視庁の専門家2名を派遣（6週間）。
1983/5/25 ～6/24	開所式への出席のほか、開所後の交番活動の検討、将来計画の指導等のため、警察庁及び警視庁の専門家を派遣。
1983/6/3	トア・パヨ（Toa Payoh）警察署にシンガポールの交番第1号キーボン（Khe Bong）交番が開所。開所式を挙げる。
1984/3	『シンガポール警察の交番制度導入に対する技術協力総合報告書』作成。
1984/5/21 ～6/29	警察庁及び警視庁から3名を派遣。交番制度導入に対する再評価を行い、「シンガポール警察組織再編成に伴う交番制度導入後の評価並びに提言」を作成。

出典：原田（2001:pp.170-171）の別表の一部を抜粋。また、若干の文言修正を加えた。

## 2) NPP の概要

原田（2001）によれば、「NPP には、約 15 名の警察官が配置され、交替制で勤務し、パトロール、家庭訪問、防犯指導、遺失届の受理、身分証明書の住所変更届の受理、住民からの要望への対応等幅広い業務をこなしている。日本と同様必ずしも犯罪・事故の検挙・抑止に直結しない業務も含まれているが、安心感を与えるばかりでなくワンストップサービスの便利さが市民の支持を得ている」（p.171）という。

なお、ここで言われる「ワンストップサービスの便利さ」とは、NPP が各所に設置されることにより、市民が、警察署まで行かずとも近隣の NPP で行政事務の一部を行うことができるようになったことを指していると考えられる。

<sup>28</sup> 日本の警察では、警察教養規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 3 号）に基づき、警察大学校、各都道府県警察学校等及び職場において行う各種教育訓練（職務倫理、警察実務に関する知識、技能、体力、判断力及び行動力等）を「教養」と呼称する。

### 3) NPP 導入の成功要因

NPP 導入に係る成功要因を、原田 (2001) は次のように述べている (pp.172-173)。

#### ① 政府上層部・警察の熱意と努力の継続

1980 年頃から「日本に学べ(Learn from Japan)」運動が展開されるなどの素地があった上、当時のリー・クワンユー首相ら政府上層部の熱意が強く、警察でも長期間にわたり変わることなく努力が続けられた。

このようなシンガポールの熱意があったからこそ、日本側もこれに応え、例えば警視庁警ら総務課の飯島修三警部 (当時) が3ヶ月以上にわたりシンガポールで指導を行うなど協力を惜しまなかったのである。

#### ② 住民の協力の素地があったこと

住民委員会(Residence Committee 1977 年発足)<sup>29</sup>、ネイバーフッド・ウォッチ(1980 年発足)<sup>30</sup>など住民組織の充実が図られており、住民の警察に対する信頼と協力の素地があった。

なお、警察官採用時の教育レベルは以前は中卒程度であったが、1983 年から高卒レベルに引き上げられるなど警察官の資質の向上が図られている。

#### ③ 警察官の増員

交番の設置に歩調を合わせて警察官の増員を図り、交番制度導入による他部門へのしわ寄せ、警察力の低下を招かないように配慮した。

#### ④ 交番設置の障害となるような治安状況等がなかったこと

1981 年当時の犯罪発生・検挙状況は、東京都との比較でも大きな差はなく、人口あたりの犯罪発生件数では東京都よりも少ないなど (「シンガポール警察の交番制度導入に対する技術協力総合報告書」より)、交番を設置する環境に大きな問題がなかった。

### 4) NPC への発展

NPP 制度の創設によって犯罪発生件数が減少し、世論調査でも安心感の向上や、警察に対するイメージの向上などの成果が得られた。しかし、そうした効果は一時的なものに留まり、社会の複雑化が進むに伴い、「少年非行、配偶者からの暴力、薬物乱用と財産犯罪の関連、あるいはシンガポールで働く外国人が引き起こす法と秩序の問題など、一見手に負えない問題」が生じるようになり、NPP だけではそうした「高次の社会的機能不全」に対応することは難しくなっていく (Singh, 2000:p.133)。

そこで、シンガポール警察 (SPF) は、「地域の知識を活用して犯罪を解決するという従来の NPP 制度の長所を継承しつつ、SPF が成長し、重要な警察ニーズに対応できるような制度」を目指し、1997 年 10 月、NPP 制度の大幅な再設計を行った。そのさい誕生したのが NPC (Neighbourhood Police Centre) である (Singh, 2000:p.133)。

<sup>29</sup> 人民協会の下に設置されるグラスルーツ組織の一つ。HDB 住宅の自主的な管理・運営と、隣人意識の育成を目的に組織された委員会。住民のボランティア委員で構成され、団地内の秩序維持等に係る住民の要望などを取りまとめて政府に提出することや、警察と協力して犯罪防止を行う「自警団」を組織することなど住民の生活環境の整備を行っている。

<sup>30</sup> 人民協会の下に組織されるグラスルーツ組織の一つ。ボランティアとして登録した住民によって構成され、HDB 住宅内における住民生活の安全等に関する情報を警察に提供するとともに、警察から不審者情報を受けるなどして警察とともに地域の安全を図る活動を行っている。

詳しくは以下を参照。

シンガポール政府内務省, 2021, 「コミュニティ・ウォッチ・スキームの開始 ~内務省および持続可能性・環境省のデズモンド・タン国務大臣によるスピーチ~」 (2023/7/21 取得, <https://www.mha.gov.sg/mediaroom/speeches/launch-of-the-community-watch-scheme/>)

NPC 創設に伴い、NPP の一部は NPC へと置き換えられ、NPP は NPC の管轄下に置かれるようになった。また、一部の NPP は 24 時間体制を止める一方、インターホンシステムを導入することとなった。

1999 年 8 月 27 日に開催された、「日本の交番システムと NPP システムに関する国際セミナー」開会の辞において、ホー・ペンキー内務・法務大臣が述べた<sup>31</sup>ところによれば、NPC には以下のような経緯、利点等が挙げられている。

- ・ NPC は迅速な対応、捜査、積極的な警察活動、窓口業務など、あらゆる警察サービスを提供するワンストップの総合警察センターである。
- ・ NPP と比べ、NPC の警察官は犯罪への対応から現場捜査、事件の終結に至るまでのプロセス全体を処理する。
- ・ NPC システムの導入により、警ら、地域社会との連携、犯罪抑止、家庭訪問、官民共同による問題解決などを通じて警察の活動レベルが向上するとともに、警察に対する地域社会の信頼性が向上する。
- ・ NPC システムはコミュニティの安全やセキュリティプログラムに住民を参加させることで、コミュニティ・ポリシングを促進させる。
- ・ 1997 年から 98 年にかけて、クレメンティ管内に設置した 4 か所の NPC は、人員配置を改善することで、犯罪が発生しやすい夜間におけるパトロール範囲が改善され、潜在的な犯罪の抑止や援助要請に対する応答時間の短縮が図られた。
- ・ 1999 年時点で 10 か所の NPC が設置され、2001 年までに 32 箇所の NPC を開設する。

NPP と NPC の違いは、概ね表 3-6 のように整理される。

表 3-6 NPP・NPC 比較表

略称	NPP	NPC
名称	Neighbourhood Police Post	Neighbourhood Police Centre
イメージ	日本でいう“交番”	日本には NPC と同様の機能をもつ組織なし。
設置場所	HDB 住宅やその他公共施設の 1 階に置かれている例が多い	警察の管区本部に併設若しくは単独の建築物（複数階層のビル）
業務時間	24 時間又は 12~22 時	24 時間
人員配置	無人又は有人（将来的には全 NPP の無人化を計画）	有人
施設数	60	34
機能	パトロール、家庭訪問、防犯指導、遺失届の受理、身分証明書の住所変更届の受理、住民からの要望への対応等	犯罪捜査、現場対応、窓口業務等あらゆる警察サービスをワンストップで提供

出典：Singh (2000)、Koh (2020) などをもとに作成

<sup>31</sup> 出典：シンガポール政府情報芸術省メディア課，1999，Singapore Government Press Release “OPENING ADDRESS BY ASSOCIATE PROFESSOR HO PENG KEE, MINISTER OF STATE FOR LAW & HOME AFFAIRS, AT THE INTERNATIONAL SEMINAR ON *THE KOBAN SYSTEM OF JAPAN AND ITS ADAPTATION AS THE NEIGHBOURHOOD POLICE POST SYSTEM IN SINGAPORE*, IN ALLSON HOTEL ON 27 AUGUST 99”，シンガポール公文書館（2023/6/20 取得，<https://www.nas.gov.sg/archivesonline/data/pdfdoc/1999082703.htm>）

また、シン<sup>32</sup> (Singh, 2000) は、NPP 制度と NPC 制度を以下のように対比している。

表 3-7 NPP 制度と NPC 制度の比較

NPP 制度	NPC 制度
・ サービスが限定されたコミュニティ・ポリシング部隊	・ ワンストップの総合警察センターとして、あらゆる警察サービスの提供
・ 選挙区ごとに <sup>33</sup> 異なる仕事量	・ 地域社会に貢献するために、より効率的に人的資源を蓄積
・ 住民を惹きつけ、接点を確立するための一般的なサービス	・ 安全・安心に不可欠なサービスに焦点
・ 価値の低い仕事と狭い職務範囲	・ 高い価値、広い仕事への対応 <sup>34</sup> 、より質の高い警察官
・ 多くの警察官が各々別の仕事をする事で、サービスが分けられる。	・ 1人のNPC職員がサービスプロセス全体を処理する統合サービスプロセス
・ 先取り型業務の優先度が低い	・ 先取り型業務のための専任人材
・ 地域に根ざした警察業務	・ 地域社会重視の警察業務

出典：Singh, 2000:p.134

<sup>32</sup> 当時の SPF 本部事業副部長（役職名も当時のもの）。

<sup>33</sup> Singh (2000) によれば、「各選挙区に1つのNPPを設置する [と良いだろう] という調査チームの勧告」に従い、NPPは設立当初、選挙区ごとに設置されていた (p.129、[]内は引用者による補足)。

<sup>34</sup> 原文は「board job challenge」であるが、「board」だと意味が通らないため、「broad」の間違いである可能性が高いと考え、「broad job challenge」として翻訳を行った。

以下、図3-2～図3-5にNPP、NPCの外観の例を示す。



図 3-2 NPP の例 (KEBUN BARU NPP)

出典：Ang Mo Kio North NPC 公式 Facebook 2022/9/17 投稿記事<sup>35</sup>



図 3-3 NPP の例 (SERANGOON GARDEN NPP)

出典：Google Street View (2023/7/5 取得)

<sup>35</sup> <https://www.facebook.com/photo/?fbid=460557592777133&set=a.210801087752786>  
(2023/7/5 取得)



図 3-4 NPC の例 (ANG MO KIO SOUTH NPC)  
出典 : Google Street View (2023/6/10 取得)



図 3-5 管区本部に併設された NPC の例 (ANG MO KIO NORTH NPC)  
出典 : Ang Mo Kio North NPC 公式 Facebook  
(左 : 2022/2/29 投稿記事<sup>36</sup>, 右 : 2020/1/1 投稿記事<sup>37</sup>)

<sup>36</sup> <https://www.facebook.com/AngMoKioNorthNPC/photos/pb.100064686879502.-2207520000./2846921612029166/?type=3> (2023/7/5 取得)

<sup>37</sup> <https://www.facebook.com/AngMoKioNorthNPC/photos/pb.100064686879502.-2207520000./2723552494366079/?type=3> (2023/7/5 取得)

### 3.4 各管区及び NPC、NPP の配置状況

図 3-1に示したとおり、シンガポール警察は国土全体に7つの管区を設け、その管区内に NPC（機能が限定された警察センター：Neighbourhood Police Centre）及び NPP（交番：Neighbourhood Police Post）を配置している。

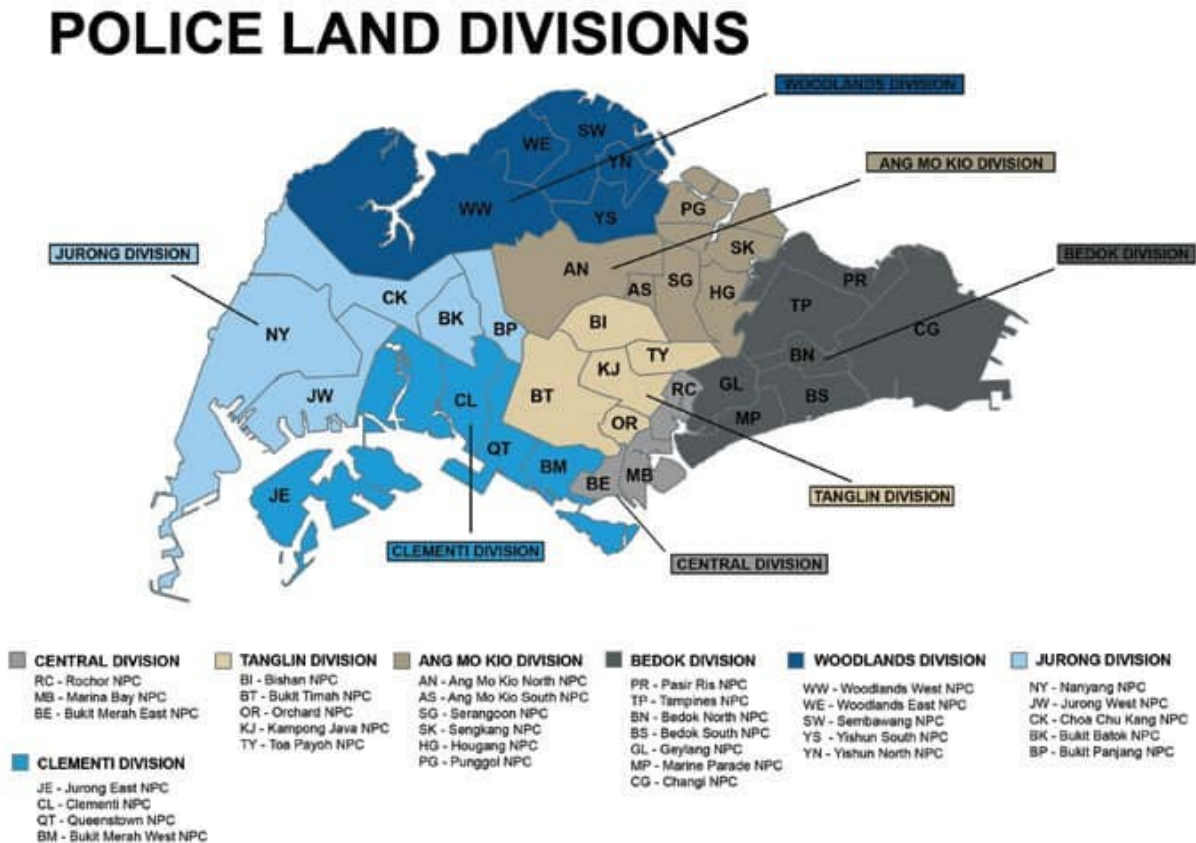


図 3-6 シンガポール警察管区及び NPC 管轄区域図

出典：SPF 公式 Facebook 2019/5/23 投稿記事<sup>38</sup>

シンガポール警察ウェブサイトには示されている各管区の概要及び機能と役割を表 3-8 に示す。なお、各管区は、警察公式 HP 等においてはアルファベット一文字の略号（例：G Division はベドック管区を指す）にて称されることがあるため、一覧表には略号を「管区通称」として示した。

<sup>38</sup><https://www.facebook.com/singaporepoliceforce/photos/a.449307704407/10158523257189408/?type=3> (2023/6/28 取得)

表 3-8 管

管区	通称	概要
アン・モ・キオ	F	アン・モ・キオ管区は、110万人以上の居住者を対象とする。管轄区域には、アンモキオ、フーガン、セラングーンなどの成熟した住宅団地が含まれる。また、セングカンやプンゴルなど、近年急速に開発が進んでいる住宅地も担当している。
バドック	G	バドック管区は、シンガポール東部地区の約114平方キロメートルを占める。当管区は、管区内にある民間および公共住宅団地に住む約80万人の住民にサービスを提供している。さらに、管轄区域内には、複数の工業団地や、シンガポールスポーツハブ、イーストコーストパーク、アワタンピネスハブ、ダウンタウンイーストなどの商業施設、スポーツ施設、レクリエーション施設も点在している。
セントラル	A	シンガポールの主要な国土をカバーする7管区のうち、セントラル管区は27平方キロメートル強と最も小さな活動範囲で、約28万人の居住者を擁している。
クレメンティ	D	クレメンティ管区はシンガポールの南西部に位置し、約96平方キロメートルの面積を擁する。管区内には石油会社の本拠地であるジュロン島と、毎日5万人以上の観光客が訪れるセントーサ島がある。また、シンガポール・クルーズ・センター、ジュロン・フィッシャリー・ポート、ウエスト・コースト・ピア、PSAパシール・パンジャンという4つの港湾ターミナルを管轄している。
ジュロン	J	ジュロン管区は、西はブンレイ、トゥアスから北西はブキ・パトック、チョア・チュ・カン、ブキ・パンジャンにまたがる73万人以上の居住区である。住宅地だけでなく、主要な工業地帯も含まれ、長い海岸線には100以上の企業が海に面して並んでいる。
タングリーン	E	タングリーン管区は、シンガポールの中心部の安全と治安を統括している。住宅地、学校、病院、ホテル、大使館、イスタナ（大統領官邸）やインターポール・グローバル・コンプレックス・フォー・イノベーションなどの象徴的な建造物など、多様な地域を管轄している。また、オーチャード・ロードやクラーク・キーなど、人気のある小売店やエンターテインメント街での法秩序を守ることも任務のひとつである。
ウッドランズ	L	ウッドランズ管区は、シンガポール北部における人口、小売店、交通結節点の増加・拡大による警察サービスに対するニーズの拡大に対応するために設立された。当管区は、北部での警察対応を向上させる戦略的な位置にあり、シンガポールを世界で最も安全な場所にするというSPFのビジョンに直接貢献する。



## 区概要

機能と役割
<p>アン・モ・キオ管区には、6つのNPCと6つのNPPがある。NPCの設立以来、警察と地域社会の間には密接な関係と協力関係が築かれてきた。このパートナーシップにより、より多くの公助による検挙が可能となり、犯罪率が低下している。</p> <p>また、治安の脅威から近隣を守るためには、コミュニティ・ポリシングが基本である。アン・モ・キオ署は、治安の脅威並びに地域社会が警察と協力してテロと戦う方法について常に教育し、市民の意識を高めている。</p>
<p>ベドック管区は、6つのNPCと17のNPPで構成される。6つのNPCは、ベドック、ベドックサウス、チャンギ、ゲイラン、マリナーパレード、パスリ・リス、タンピネスである。</p> <p>NPCとNPPでは、通報された事件に対する最前線の現場対応、追跡調査、一般市民への教育・啓発、カウンターサービスなどを主な業務としている。</p>
<p>セントラル管区の役割と機能は、シンガポール警察のビジョン「国家のためのカーシンガポールを世界で最も安全な場所にするために」及び同ミッション「犯罪を防止、抑止、検知する」によって推進されている。当管区は、そのユニークな活動領域から、重要な商業インフラの安全性とセキュリティを確保し、ビジネス活動の安全な実施を保証することで、投資家の信頼を守る責任を担っている。</p> <p>セントラル管区本部はポリス・カントンメント・コンプレックスにあり、管区内の3つのNPCのうちの1つ、ブキメラー・イーストと同位置にある。他の2つのNPCは、中央ビジネス地区（CBD）の中心に位置するマリーナ・ベイと、リトルインディアの文化的な飛び地にあるロコールである。セントラル管区は、治安と公安の両方の課題を抱えている。タンジョン・バガー、ティオン・バル、ジャラン・ベサル、セラングーン・ロードなどの住宅地から、シンガポール経済の中心地であるCBD、チャイナタウン、リトル・インディア、リトル・タイ、リトル・マンマーなどのユニークな民族居住区まで、幅広いエリアをカバーしている。</p> <p>セントラル管区には、警察留置所（PCB）や令状執行部隊（WEU）など、独自の業務能力も備わっている。PCBは、シンガポール最大の警察留置所である地域留置所を監督しており、セントラル管区警察署、クレメンティ管区警察署、犯罪捜査部（CID）、商務部（CAD）、中央麻薬局（CNB）、汚職捜査局（CPIB）、農産物獣医局（AVA）、シンガポール税関など15の法執行機関による告発者を収容している。PCBはまた、シンガポールの州裁判所、家庭裁判所、最高裁判所の法と秩序を維持する。令状執行部隊（WEU）は、裁判所が発行した逮捕状（WA）を執行・管理し、21の法執行機関と緊密に連携して逮捕令状（WA）を執行及び管理している。</p>
<p>クレメンティ管区は、4つのNPCと9つのNPPのネットワークを通じて地域社会に貢献している。NPCはクレメンティ、クイーンズタウン、ブキメラーウエスト、ジュロンイーストの4ヶ所である。管区は、ジュロンイースト、クレメンティ、クイーンズタウン、ブキメラー、ブキティマーの一部である。</p>
<p>ジュロン管区では、5つのNPC、6つのNPP、そしてリニューアルした1つのNPPのネットワークを通じて、地域社会に貢献している。5つのNPCは、ナンヤン、ジュロン・ウエスト、ブキ・バトック、ブキ・バンジャン、チョア・チュ・カンである。これらのNPCは、警察と地域社会が密接に連携し、犯罪や安全・安心な地域社会の実現に積極的に取り組む、地域警察活動の最前線に位置している。ジュロン管区は、合計144のグラスルーツ組織と協力し、地域の安全を守っている。</p>
<p>タングリ管区は、5つのNPCと10のNPPで構成される。5つのNPCは、ビシャン、トアパヨ、カンボンジャバ、オーチャード、ブキティマである。</p> <p>また、アルジュニード、ビシャン（e-Kiosk<sup>39</sup>）、ブーンテック、キムキート、キムセン（現在改装中のため利用不可）、ムールメン、ポトバシール、リバーバレー、トムソンおよびワンボアと、10のNPPがある。</p> <p>タングリ管区は、以下の機能を担っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察の最前線での対応</li> <li>・プロアクティブパトロール</li> <li>・捜査</li> <li>・公共教育</li> <li>・地域社会への貢献</li> <li>・警察カウンターサービス</li> </ul> <p>犯罪の防止、抑止、探知に取り組む当管区の取り組みの一環として、警察官は地域社会と密接に連携し、進化する脅威やテロに対するセキュリティと対応策の強化に努めている。</p>
<p>ウッドランズ管区は、5つのNPCと4つのNPPのネットワークを通じて地域社会に貢献している。5つのNPCとは、センバワン、イシュノース、イシュンサウス、ウッドランズイースト、ウッドランズウエストである。これらのNPCは、地域警察活動の最前線に位置し、警察と地域社会が密接に連携し、地域社会の犯罪や安全・安心に関する問題に積極的に取り組んでいる。また、当管区は、グラスルーツ組織や学校、その他の関係者と協力し、この地域の安全・安心の確保に努めている。</p> <p>ウッドランズ管区は、シンガポールとマレーシアとの2つの陸上国境であるウッドランズ検問所とトゥアス検問所の警察官も統括している。最も新しい管区であるウッドランズ管区は、内部だけでなく、一般に公開されたプロセスにおいても、革新に向けて努力し続けている。</p>

出典：SPF ウェブサイト

「組織構造」 > 「スペシャリストおよびライン部隊」 > 「管区（Land Divisions）」<sup>40</sup>を元に作成

<sup>39</sup> 本報告書「4.2 Self-Help Kiosk」参照。導入当初は「e-Kiosk」と呼称されていたが、現在では「Self-Help Kiosk」の名称で統一されている。改称に関する詳しい資料は見つからなかったため、改称の時期や事由は不明である。

<sup>40</sup> <https://www.police.gov.sg/Who-We-Are/Organisation-Structure/Specialist-and-Line-Units> (2023/7/5 取得)

## 4. シンガポール警察の交番業務におけるオンラインシステムの活用状況

### 4.1 コミュニティ・ポリシング及びこれに基づくコミュニティ・ポリシング・システムの導入

#### 1) シンガポール警察活動と「コミュニティ・ポリシング」

先述（本報告書 3. 3）したとおり、シンガポールにおいては、1983 年に NPP (Neighbourhood Police Post) 制度が導入され一定の効果を上げたものの、90 年代には「高次の社会的機能不全」問題が顕在化し、NPP のみで対応を行うことは難しくなっていた。そこで、1997 年、シンガポール警察は NPP を再設計し、新たに NPC (Neighbourhood Police Centre) 制度を導入することで、こうした社会問題に対応しようとした。

これらの過程において、SPF は常に「警察と地域住民が緊密な関係性を築き、犯罪の予防と排除に向けて、互いに協力し合うこと」を念頭に改革を行ってきたと言ってよい。そしてこうした「警察と地域住民の協力体制」をより明確化していくために、90 年代以降、SPF はさまざまな箇所で「コミュニティ・ポリシング」という言葉を掲げている。

コミュニティ・ポリシングとは、特に自由民主主義社会における民主的なガバナンスに沿った警察サービスの改善と有効性の向上、コミュニティ内の犯罪に対する恐怖の軽減、警察と市民のパートナーシップの強化による警察とコミュニティの相互不信の克服に適したアプローチとして進められてきたものである。しかしその一方で、その定義や解釈、コミュニティ・ポリシングへの取り組み方は、各国でさまざまであり、統一的な定義を得るには至っていない (Kocak, 2018:pp.1-2)。

シン (Singh, 2000) によれば、SPF におけるコミュニティ・ポリシング概念は、以下のように解釈されている。

コミュニティ・ポリシングの大前提は、警察と一般市民が協力して、社会における犯罪の排除、抑制、予防に取り組むことである。これは、犯罪が単に、警察が抱える問題 (issue) でも警察の有効性を示すものでもなく、社会的な問題 (issues) や失敗によって生み出された地域の課題 (problem) なのだという認識の延長上にある。地域社会が自らもっとやろうと思わない限り、警察の有効性や公共の秩序を大きく向上させることはできない。コミュニティ・ポリシングは、社会における犯罪とその原因および影響について、一般市民に情報を提供し、理解を深めることを目指す。また、犯罪の撲滅、予防、管理において、公共団体、民間企業、政府機関、一般市民など、地域社会の様々な分野を積極的に動員しようとするものである。これらの分野で地域社会の理解を深めることにより、コミュニティ・ポリシングは犯罪率を低下させると同時に、社会の自己管理を促すことを期待する。

Singh, 2000:p.127

1997年に導入されたNPC制度は、SPFのこうしたコミュニティ・ポリシングという理念をより明確に打ち出すための施策であった。

シン (Singh, 2000) は NPC 設立の目的を次のように述べている。

*NPC 制度は、コミュニティ・ポリシング・アプローチを強化するために、以下のようにつくられた。*

- ・ SPF の最前線の運営体制を強化すること
- ・ 強力なサービス組織を構築すること
- ・ 地域社会の安全・安心への参加と責任を高めること
- ・ 警察官一人ひとりが警察業務に貢献する価値を最適化すること

*Singh, 2000:p.133、傍点部分は引用者*

NPC のこうした設立目的からも、当時から SPF がコミュニティ・ポリシングを意識し、その実現化に向けて改革を進めていたことがうかがい知れる。

## 2) シンガポール警察におけるコミュニティ・ポリシング・システム (COPS) の導入

最初の NPC 開設の際の挨拶において、ウォン・カン・セン内務大臣が「国民は、このような NPC による、より迅速な対応、より迅速な捜査、より良い窓口サービス、より頻繁なパトロール、そしてよりはっきりとした地域社会への集中が期待できる」と述べた<sup>41</sup>とおり、NPC 制度の導入により、市民は近隣において NPP 制度以上に幅広い警察サービスを利用できるようになった。また、NPC により、地域の安全・安心のために警察が住民らと緊密に連携できるようになった。

NPC の設立以降も SPF は地域への「集中」をさらに続け、地域とのパートナーシップを強化するため、2012年には、「コミュニティ・ポリシング・システム」(COPS) と呼ばれる取り組みを開始した。

コミュニティ・ポリシング・システムにおける取り組みは、大きく、「NPCの再編」と「テクノロジーの活用」の2つにまとめられる(以下はすべて、Koh, 2020:pp.136-140の要約)。

### I. NPCの再編

- ⇒ NPC 内にコミュニティ・ポリシング部隊 (CPU)<sup>42</sup>とクライム・ストライク・フォース (CSF)<sup>43</sup>が設置された。
- ⇒ CPU はコミュニティと密接に連携し、地域における犯罪やテロの抑制を図っており、CSF は、地域で発生する身近な犯罪に対処し、犯罪取り締まりに重点を置く。

### II. テクノロジーの活用

- ⇒ 警察活動を支援するための戦力としてテクノロジーを活用している。具体的なテクノロ

<sup>41</sup> 内務大臣の発言は、Koh (2020:p.136) に基づく。

<sup>42</sup> Community Policing Unit。NPC に設置されている、制服警察官による街頭警戒部隊。徒歩または自転車で活動している。

<sup>43</sup> Crime Strike Force。NPC に設置されている私服警察官による犯罪捜査部隊。

ジーの活用の例は以下のとおりである。

① 警察カメラ (PolCam) の設置

- ⇒ 犯罪の抑止、発見、分析を支援するための注目すべき技術的強化のひとつとして、2012年から HDB 住宅地や立体駐車場などの公共エリアに警察カメラ (PolCam) の設置を開始。
- ⇒ 2016 年から使用され始めた PolCam 2.0 プログラムでは、SPF は、タウンセンター<sup>44</sup>、近隣センター<sup>45</sup>、ホーカーセンター<sup>46</sup>、MRT<sup>47</sup> 駅やバスターミナルなどの交通機関につながる連絡通路の公共エリアにカメラの設置を拡大。
- ⇒ 設置したカメラにはビデオ分析機能が搭載され、喧嘩や群衆の突然の集合・解散などの異常事態を検知する。このシステムは、自動的に警察のオペレーション・コマンド・センターに警告を発生し、迅速な警察官の派遣を支援できるだけでなく、システムを活用して容疑者を特定し、捜査に必要な画像を迅速に検索することも可能である。
- ⇒ 2020 年までに約 8 万台の警察用カメラが設置された。
- ⇒ 2012 年以降、PolCam ネットワークは捜査に大きく貢献し、6,700 以上の映像が処理され、3,700 以上の事件の解決につながった。

② 機械化された 24 時間体制の警察サービス

- ⇒ 地域により良いサービスを提供するため、一部の NPP は改修され、タッチスクリーン式の Self-Help Kiosk を設置。
- ⇒ 一般市民は、Self-Help Kiosk を利用することで 24 時間警察サービスにアクセスし、犯罪の通報、拾得物の届出、免許や許可証の申請などを行うことができる。
- ⇒ 一方、これまでそうした事務手続きを担っていた警察官は、Self-Help Kiosk の導入により、所轄区域内に再配置され、街頭パトロールや情報提供といった地域にとってより良いサービスを提供できるようになった。

③ 警察からの情報提供の電子化

- ⇒ HDB 住宅の住民は、コミュニティ・アラート・サービス (CAS) に登録するかエレベーター・ロビーに設置された電子掲示板の最新情報を読むことで、最新の犯罪警報をテキストメッセージで受け取ることができる。
- ⇒ モバイルアプリケーション「Police@SG」を利用すれば、外出先から有用な情報にアクセスすることができる。最新の犯罪ニュースや警察からの情報提供、行方不明者の捜索願を読んだり、情報提供ポータルサイト「I-witness」を通じて情報提供を行ったり、警察からの呼びかけに応じたりすることができる。

<sup>44</sup> HDB 住宅の建設に伴ってシンガポール各地に整備されたニュータウン毎に、その核として整備された、スーパーマーケット、映画館、図書館、スポーツ施設等からなる複合施設。施設内容はニュータウンによっても異なる。

<sup>45</sup> タウンセンターよりは小規模で、スーパーマーケット、小売店、医療機関等を備える。タウンセンターと同様にニュータウン各地に整備されている。

<sup>46</sup> ホーカー (hawker) とは、英語では手押し車などによる行商人という意味があるが、シンガポールでは屋台を意味する。シンガポール政府が屋台の衛生管理強化を目指して、1950 年代から食材や料理の行商人らを一か所に集め、4 畳半から 6 畳ほどの空間に押し込めたのがホーカーセンターの起源。現在は HDB 住宅や駅に隣接、或いはショッピングセンター内に設けられている (田村、2021 に基づく)。

<sup>47</sup> 全線が地下または高架で整備されたシンガポールの都市高速鉄道 (電車線)。Mass Rapid Transit を略して MRT という。

以上のことから、2012年に導入されたコミュニティ・ポリシング・システムでは、テクノロジー活用が積極的に進められていることがわかる。これによって、24時間対応可能な住民サービスを実現することで住民の利便性を向上させるとともに、機械で対応可能な部分を機械に任せることで、警察官が巡回や警ら、犯罪捜査といった、犯罪の予防や排除にとってより効果的な活動に従事することが可能となった。また、アプリを通じて最新の犯罪に関する情報が入手できたり、ポータルサイトを通じて住民からの情報提供が簡単に行えたりと、住民がこれまで以上に警察に協力しやすい体制づくりがなされている。これらすべての要因によって、「警察と一般市民が協力して、社会における犯罪の排除、抑制、予防に取り組む」ことを可能にするための基盤が拡充されたと言える。

以下では、こうしたテクノロジーの活用のうちの2つのシステム—②で取り上げた Self-Help Kiosk、および Found Property Drop-Box（拾得物届出装置）—について取り上げる。

## 4.2 Self-Help Kiosk

警察の人員をコミュニティ・ポリシングに基づく所轄区域内での活動に振り分けるための方策として導入されたオンライン化システムの一つが、Self-Help Kiosk である。

Self-Help Kiosk は主に各 NPP に設置され、表 4-1 に示すような各種届出・申請・手続きができるよう、図 4-1 のとおりタッチパネル式ディスプレイ、キーボード、スキャナ、プリンタ、カメラ、スピーカー及び有人対応用の受話器から構成されている。

Self-Help Kiosk の利用者はタッチパネル、キーボードを使用して必要な情報を入力する他、スキャナにより国民登録カード (NRIC) 等の読取を行ったり、書類の印刷を行うことが可能である。また、カメラによる顔認証システムを具備している。

基本的には Self-Help Kiosk のシステムがプログラムに沿って自動的に対応するが、有人対応が必要な場合は、当該 NPP を管轄する NPC 等の担当者が電話及び画面を介して対応する仕組みとなっている。

表 4-1 Self-Help Kiosk で実施可能な届出・申請・手続き等

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| a. 警察への届け出                | d. 免許・許可証の申請                                      |
| b. 遺失物の返還                 | e. 犯罪経歴証明書の申請                                     |
| c. 交通に関すること               | f. その他  |
| 1. 運転免許証の有効性の問い合わせ        | 1. 刑事事件開示協議のための犯罪記録申請                             |
| 2. 交通違反の不服申し立て状況の問い合わせ    | 2. 捜査記録謄本の申請                                      |
| 3. 運転免許証の有効期限の問い合わせ       | 3. 個人の犯罪歴照会                                       |
| 4. 交通違反の未納状況の問い合わせ・違反金の納付 | 4. 遺失物・盗難・拾得物の状況照会                                |
| 5. 運転免許証の配達状況の問い合わせ       | 5. 未決逮捕状の状況照会                                     |
| 6. 運転免許点数の照会              | 6. ORION (未決逮捕状ワンストップ・リアルタイム統合プラットフォーム-刑事法執行機関向け) |
| 7. 仮免許の申請                 | 7. SONAR (STRO オンライン通知・報告プラットフォーム)                |
| 8. 運転免許証交付の申請             | 8. 意見の申し立て  |
| 9. 道路利用者についての意見の申し立て      |   |
| 10. 運転者の交通違反状況書の提出        |   |
| 11. 交通違反の不服の申し立て          |   |
| 12. 交通事故報告書の提出            |   |

出典：SPF 公式ウェブサイト

「問い合わせ」> 「NPP E-KIOSK」> 「再設計された NPP (Self-Help Kiosk のみ)」<sup>48</sup>

<sup>48</sup> <https://www.police.gov.sg/Contact-Us/NPP-Self-Help-Kiosk> (2023/7/5 取得)



图 4-1 Self-Help Kiosk 端末

出典：SPF 公式 Facebook 2023/5/4 投稿記事<sup>49</sup>

<sup>49</sup> <https://www.facebook.com/photo/?fbid=618804700288227&set=a.211106277724740>  
(2023/7/5 取得)

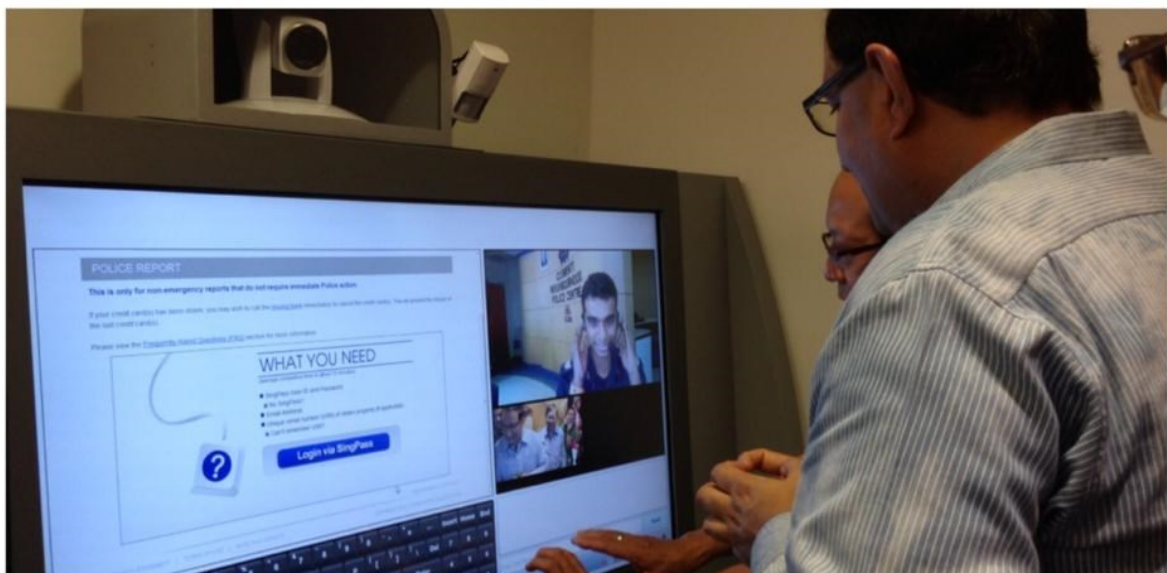
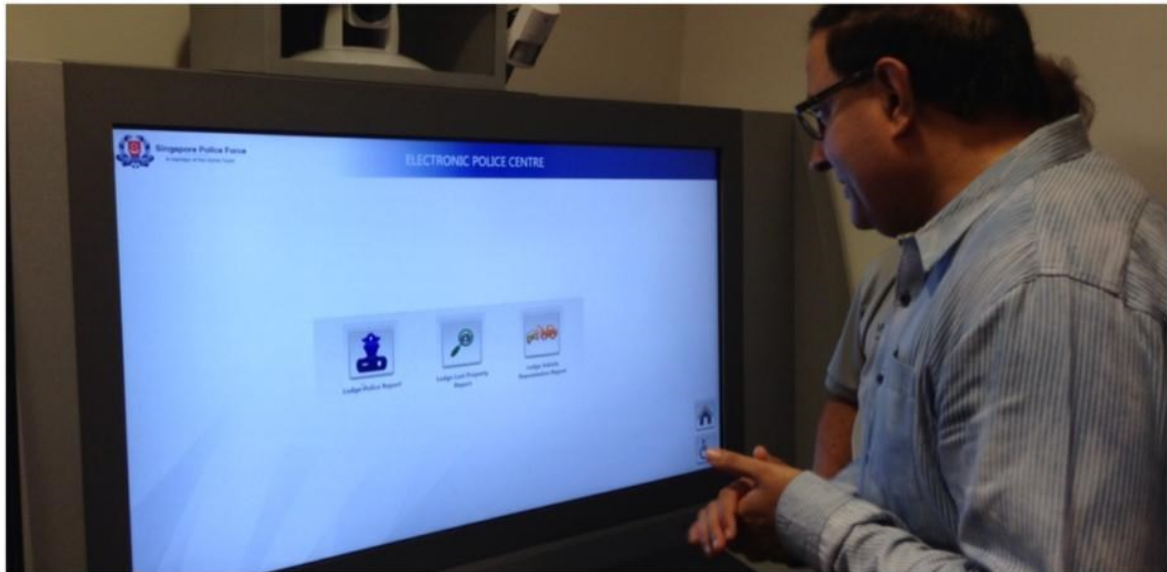


図 4-2 Self-Help Kiosk の使用デモ風景

出典：SPF 公式 Facebook 2013/12/7 投稿記事<sup>50</sup>

Self-Help Kiosk の導入により、2023 年時点では約 43% の NPP が Self-Help Kiosk のみの無人 NPP となっている（表 4-2 参照）。

<sup>50</sup> 写真は、ウェスト・コースト・ウェルネス・クラブ（クレメンティ地区にあるレクリエーション・センター）のボランティアであるトーマス・リム氏が、エス・イスワラン首相府大臣（当時）に Self-Help Kiosk の使い方を説明しているところ。  
<https://www.facebook.com/singaporepoliceforce/photos/a.10152380286964408/10152457000134408/>（2023/5/10 取得）



表 4-2 管区別 NPC、NPP 数、及び Self-Help Kiosk のみの無人 NPP 数（2023/7/20 時点）

管区	NPC	NPP	
			うちSelf-Help Kioskのみ
アン・モ・キオ	6	6	1
ベドック	6	17	8
セントラル	3	7	5
クレメンティ	4	9	5
ジュロン	5	7	5
タングリン	5	10	5
ウッドランズ	5	4	3
計	34	60	32

出典：SPF 公式ウェブサイト内、各管区における NPC、NPP のリストを元に作成<sup>51</sup>

<sup>51</sup> 各管区における NPC、NPP のリストは以下を参照。（2023/7/21 取得）

管区	出典 URL
アン・モ・キオ	<a href="https://www.police.gov.sg/Contact-Us/Ang-Mo-Kio-Division">https://www.police.gov.sg/Contact-Us/Ang-Mo-Kio-Division</a>
ベドック	<a href="https://www.police.gov.sg/Contact-Us/Bedok-Division">https://www.police.gov.sg/Contact-Us/Bedok-Division</a>
セントラル	<a href="https://www.police.gov.sg/Contact-Us/Central-Division">https://www.police.gov.sg/Contact-Us/Central-Division</a>
クレメンティ	<a href="https://www.police.gov.sg/Contact-Us/Clementi-Division">https://www.police.gov.sg/Contact-Us/Clementi-Division</a>
ジュロン	<a href="https://www.police.gov.sg/Contact-Us/Jurong-Division">https://www.police.gov.sg/Contact-Us/Jurong-Division</a>
タングリン	<a href="https://www.police.gov.sg/Contact-Us/Tanglin-Division">https://www.police.gov.sg/Contact-Us/Tanglin-Division</a>
ウッドランズ	<a href="https://www.police.gov.sg/Contact-Us/Woodlands-Division">https://www.police.gov.sg/Contact-Us/Woodlands-Division</a>

### 4.3 Found Property Drop-Box

Found Property Drop-Box（以下、Drop-Box）は、2013年にシンガポール警察で導入された拾得物届出装置である。同年12月に、3か所のNPP（マルシリング、ウエストコースト、ラディンマス）に試験的に導入され、その後全国のNPPに配置されている。

Drop-Box導入時点におけるその主な意図は、拾得物取扱事務に割かれる人員を、犯罪取締りに集中させることであった（SPF 2013:p.20）。SPFにおいても、拾得物の預かり事務は人手により実施しているが、Drop-Boxの導入により拾得物の預かりが自動化され、現在ではこれによって生み出された人員が、街頭におけるパトロール等の活動に従事するようになっている。



図 4-3 2013年設置当初の Found Property Drop-Box

出典：THE STRAITSTIMES 2013/12/7<sup>52</sup>

Drop-Boxには、1基あたり3台のBOXが設置されており、3件までの拾得物預かりが可能である。また、拾得物収納BOXは、1件につき35cm×25cm×10cm程度の大きさまでの拾得物を収納することができる。

<sup>52</sup> THE STRAITSTIMES 2013/12/7「NPP警察官が徒歩や自転車で自由にパトロールできるよう、警察が自動ポストを試験運用」（2023/7/23取得）

<https://www.straitstimes.com/singapore/police-tests-automated-posts-as-part-of-move-to-free-npp-officers-for-foot-bicycle-patrols>

拾得物の届出は、以下の4ステップで完了する簡単な仕組みとなっている（SPF 公式 Facebook より）<sup>53</sup>。

- 1) 拾得者の身分証明書と連絡先を入力する。
- 2) 拾得日時及び拾得場所を入力する。なお、拾得場所は地図上で拾得場所を指定する。
- 3) 不正開封防止袋に入れる。
- 4) スキャンして機械に投入する。

受付が完了すると、BOX 毎に施錠される仕組みとなっている。



図 4-4 Drop-Box による拾得物受付風景

出典：脚注 52 に同じ

<sup>53</sup> SPF 公式 Facebook 2013/12/7 投稿記事。(2023/7/13 取得)

<https://www.facebook.com/singaporepoliceforce/photos/a.10152380286964408/10152457046319408/>

Drop-Box に入れられた拾得物の管理は、以降、SPF 警察設備機材管理部 (Police Logistics Department) に属する拾得物事務所 (FUP0: Police Found and Unclaimed Property Office) に引き継がれる。

拾得物の回収は、シンガポール警察法 (PFA) 第 110A 条を根拠法令として、FUP0 が民間に委託して<sup>54</sup>行っている。回収は週に 2 回、FUP0 からの受託業者が行っており、仮に Drop-Box 1 基当たり 3 台の BOX が全て埋まった場合は、次の回収まで拾得物は受け付けられない。Drop-Box 装置を開けられるのは受託業者のみである。また、Drop-Box の管理等においては、一般のインターネット回線ではない回線を使用している。

Drop-Box の運用上において起こりうる問題としては、

- 1) BOX に入りきらないサイズの拾得物が投入される
- 2) 拾得物ではないゴミや危険物が投入される
- 3) Drop-Box が破壊・汚損される

等が想定されるが、SPF によれば、いずれも監視カメラによって抑止可能であると考えられている。



図 4-5 監視カメラ (PolCam) が設置された NPP の例 (Tampines East NPP)

出典：SPF 公式 Facebook 2019/7/31 投稿記事<sup>55</sup>

<sup>54</sup> PFA 第 110A 条に基づいて、FUP0 が指定した民間事業者は、警察庁長官から任命を受け、同法 108 条から 110 条に定める遺失物・拾得物に係る業務を遂行する法的権限が与えられる。一方で、FUP0 の業務は、副担当官の補助を受けて担当官が監督しており、これらはいずれも警察官である。外部委託された遺失物・拾得物管理に係る説明責任は全て、これらの警察官により依然として維持される。

<sup>55</sup> <https://www.facebook.com/pioneerc2e/photos/a.454150501290414/2435105189861592/>  
(2023/7/5 取得)

Drop-Boxの導入によって、警察官の業務は徒歩、自転車、バイク等による警ら等に充てられることが増え、それによる犯罪抑止に繋がっていると考えられる一方で、高齢者などからは有人での対応を望む声もある。

## 4.4 警察サービスのオンライン化における SingPass の活用

本報告 2.5 で既に見たように、シンガポールでは独立前から国民登録番号制度が導入され、SingPass との組み合わせによりデジタル的な個人認証を行う素地が確立されていたといえる。

SingPass の概要は 2.5 に述べたとおりであり、警察サービスにおいては、表 4-3 に示すようなものを SPF が提供し、かつ SingPass を介して利用可能となっている。

表 4-3 SingPass を介して利用可能な警察サービス

分野	デジタルサービス	内容
管理	電子ドライバーデータ情報照会システム (EDDIES :Electronic Driver Data Information & Enquiry System)	一般市民、保険会社、レンタカー会社が、運転免許の取得状況や功績証明 (COM:Certificate of Merit) の取得資格を確認するためのオンライン照会システム
	コンピュータ化警察許可システム (PLUS :Police Licensing Computerised System)	私設宝くじ許可申請
法手続	e-Focus	犯罪や遺失物の通報に対応するデジタル通報拠点

出典：アクセンチュア株式会社，2022b:p.96

日本でも、マイナンバーカードの導入によってデジタル的な個人認証は可能となったものの、オンライン手続きにはパソコン、スマートフォン、タブレット等のデジタルデバイスが必要である。しかし、高齢者の場合はこれらの利用が他の世代に比べて低いことが明らかになっている<sup>56</sup>。

こうした傾向はシンガポールでも同様であることから、シンガポール政府は、Seniors Go Digital (高齢者をデジタルへ) プログラムという、高齢者向けのデジタル化対応を行っている (SDO:SG Digital Office にて実施)。

このプログラムでは、表 4-4 に示すような講習等を、高齢者個人のニーズに応じたレベルに分けて実施している他、通信事業者と連携し、高齢者が求めやすい価格でのスマートフォン等の販売も行っている。

このように、シンガポールでは、単に政府のデジタル化を推進するだけでなく、高齢者等がオンライン化から取り残されないような取り組みを併せて実施している。

表 4-4 Seniors Go Digital プログラムの講習内容等

レベル	講習内容等
1	コミュニケーション・スキル 基本的なコミュニケーションツール、ファイルメッセージング、ビデオ通話の使用方法等。
2	政府サービスとライフスタイル、アプリ SafeEntry 用の SingPass アプリなど、政府のデジタルサービスにアクセスする方法等。
3	電子決済とデジタルバンキング 市場や行商センターの SGQR コード、インターネットバンキングアプリ、サイバーセキュリティのヒントなどの電子決済ツールの使用方法等。

出典：シンガポール政府「高齢者をデジタルへ (Seniors Go Digital)」公式 Web サイト<sup>57</sup>

<sup>56</sup> 総務省によれば、「60 歳台の 25.7%、70 歳以上の 57.8%がスマートフォン等を利用できていない」とされる (2021:p.2)。

<sup>57</sup> <https://www.imda.gov.sg/en/seniorsgodigital> (2023/7/5 取得)

## 5. まとめ

### 1) SPF のコミュニティ・ポリシング強化政策

SPF では、1983 年に日本の交番制度を元にした NPP 制度を導入することによってコミュニティ・ポリシングの理念を導入し、1997 年の NPC 制度導入を経て、2012 年には「コミュニティ・ポリシング・システム」の取り組みを開始した。

この間、NPP 制度の導入によって地域の犯罪は抑制され住民の安心感を向上させたが、警察へのニーズに対応しつつ、コミュニティ・ポリシングを強化するために導入されたのが NPC 制度である。さらに、地域とのパートナーシップを強化するため、2012 年には SPF におけるコミュニティ・ポリシングを「コミュニティ・ポリシング・システム」(COPS) と命名し、取り組みを始めていたのである。

COPS 下においては、警察官を NPC や NPP から所轄区域内の巡回・警らや犯罪捜査など、より効果的な警察戦力とするため、監視カメラ (PolCam) や Self-Help Kiosk 及び Found Property Drop-Box など、IT 技術を活用した住民への 24 時間サービスが導入された。

シン (Singh, 2000) は、従来型の警察活動とコミュニティ・ポリシングを次のように比較している。

表 5-1 従来型警察活動とコミュニティ・ポリシングの比較

従来型警察活動	コミュニティ・ポリシング
・ 事案への対応。	・ 地域社会に関わる問題解決への積極的な対応。可能な解決策に関する地域社会との討議。
・ 警察官の役割は事案対応に限定。	・ 警察官の役割は、問題の特定と解決に拡大。
・ 犯罪に対応するためのランダムな警ら。	・ 地域社会との交流のために、可視化された警らの実施 (徒歩による警ら、自転車による警ら、スクーターによる警ら等)。
・ 内部資源に重点。 ・ 地域社会との連携は限定的。	・ 地域資源の活用。地域社会との幅広い協力関係による警察業務。
・ 地域社会からの情報は限定的。	・ 地域社会からの情報は、多くの情報源からもたらされる。
・ 監督者は統制志向：権威型又は命令・統制型。	・ 権限の分散化と第一線の警察官に与えられる自律性。
・ 事案解決に基づく評価。	・ サービス活動、犯罪防止、満足度、地域社会の安全感をパフォーマンス評価。

出典：Singh, 2000:p,127

表 5-1 を見ると、コミュニティ・ポリシングにおいては、地域社会との連携や、地域社会の協力といった、警察と地域との結びつきが重視されている。

Self-Help Kiosk や Drop-Box の導入は、コミュニティ・ポリシングをより促進するために、警察官をできる限り地域での警らなどに振り分けるため、NPP の無人化を視野に入れ、NPP 内の住民対応業務の機械化を図るものであったと言えよう。

○テクノロジー活用の具体的な方法

SPF Facebook に公開されている、電子サービス全般の活用動画を以下に示す。

SPF 公式 Facebook 2019/3/15 投稿記事

(<https://www.facebook.com/watch/?v=2277122189230279>)

《どこにいてもあなたとつながる》

SPF は、市民の皆様がいつでもどこでも便利に SPF とのやりとりを完了できるよう、常にサービスを改善し続けています。

遺失物届、交通事故届、即応的な警察活動を必要としない届け出など、SPF の e-サービス・ウェブサイト ([www.police.gov.sg/e-services](http://www.police.gov.sg/e-services)) からオンラインで届け出ることができます。必要なのは SingPass アカウントと有効な E メールアドレスだけです。

また、すべての NPC に順次展開される、待ち行列総合管理システム、Self-Help Kiosk、Property Drop-Box などの様々な取り組みについては、以下の動画をご覧ください。

動画 URL



<https://www.facebook.com/singaporepoliceforce/videos/2277122189230279/>



## 2) テクノロジーの活用の要件

Self-Help Kiosk 及び Drop-Box に求められる要件等をまとめると、以下のとおりである。

表 5-2 Self-Help Kiosk 及び Drop-Box に求められる要件等

	Self-Help Kiosk	Drop-Box
手続き要件	・ SingPass による利用者の本人確認	・ SingPass による拾得者の本人確認 ・ 拾得場所の特定
技術要件	・ タッチパネル式ディスプレイ、キーボード、スキャナ、プリンタ、カメラ、スピーカー及び有人対応用の受話器、顔認証システム等の UI デバイス <sup>58</sup>	・ 盗難等に備えた機密性保持 ・ 不測の事態に備えた常時監視 ・ 定期的な巡回による拾得物の回収及び回収時の機密性保持
その他	・ 高齢者等オンライン手続きに不慣れな人への対応 ・ 視覚障害者、聴覚障害者等対応 ・ 多言語対応	・ 高齢者等オンライン手続きに不慣れな人への対応 ・ 視覚障害者、聴覚障害者等対応 ・ 多言語対応 ・ Drop-Box に収容できない拾得物の受入れ手続き ・ 報労金の支払いに伴う当事者間での個人情報授受

Self-Help Kiosk 及び Drop-Box においては、無人化された NPP における本人確認に、SingPass が活用されている。

既にみたように、シンガポールでは独立以前から国民登録番号制度が導入され、2003 年からは省庁間の個人認証を統一するアプリケーションである SingPass が導入され、その利用者は既に 15 歳以上のシンガポール国民および永住権所有者の 97%をカバーしている。

SPF が NPP の無人化と Self-Help Kiosk 及び Drop-Box による機能代替を短期間で導入出来た要因としては、省庁横断型の SingPass という“システム”が国民の間に浸透しており、これを利用者認証に活用できたことが考えられる。

SPF にとっては、NPP の無人化によって生み出される要員を他の警察業務や巡回活動の強化等に振り分けることができ、地域住民側から見れば、24 時間いつでも利用できる警察サービスの提供や、巡回等の強化による地域の安全性向上という効果となって返ってきている<sup>59</sup>といえる。

一方で、SPF の文献等においては、NPP の無人化や Self-Help Kiosk・Drop-Box 導入によるデメリットや課題等に触れられているものを見出せなかった。一般的に思料すれば、Self-Help Kiosk や Drop-Box といった機器については日常的なメンテナンスや、故障・経年劣化等による機器の換装、更新等が必要であり、当然ながらそれらを実行する上では相応のコストも発生することから、毎年一定程度の財源確保が必要である。したがって、もしも日本において同様のシステ

<sup>58</sup> User Interface を略して UI といい、コンピュータと、それを操作・使用する接続部分となる装置を指す。ここでは、入力部（キーボード、スキャナ、タッチパネル、カメラ、受話器、顔認証システム等）と出力部（ディスプレイ、プリンタ、スピーカー等）がそれぞれ該当する。

<sup>59</sup> 準備段階である 1997～98 年に設置した NPC の管区において、設置の 1 年前と比較すると管区内住民の 3 分の 1 が、地域の治安が「かなり良くなった」と感じており、また住民の 3 分の 2 は、NPC の設置に伴って警察が地域の治安を向上させるために何らかの改善を行ったと感じているという。(Sing, 2000:p.139)

ムを構築しようとする場合には、財源確保の手段、および財源確保に関する国民の理解が課題となることが予想される。

## 【引用・参考文献一覧】

### 1) 邦文書籍・論文等

- アクセンチュア株式会社, 2022a, 諸外国における共通番号制度を活用した行政手続のワンストップに関する取組等の調査研究【概要版】, デジタル庁ウェブサイト, (2023年4月28日取得,  
[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f8a3c045-6c82-4abf-b0bf-cf18bdb79c38/bd85d67f/20220512\\_policies\\_mynumber\\_summary\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f8a3c045-6c82-4abf-b0bf-cf18bdb79c38/bd85d67f/20220512_policies_mynumber_summary_01.pdf))
- アクセンチュア株式会社, 2022b, 諸外国における共通番号制度を活用した行政手続のワンストップに関する取組等の調査研究 報告書, デジタル庁ウェブサイト, (2023年4月28日取得,  
[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f8a3c045-6c82-4abf-b0bf-cf18bdb79c38/bbf9c127/20220512\\_policies\\_mynumber\\_report\\_02.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f8a3c045-6c82-4abf-b0bf-cf18bdb79c38/bbf9c127/20220512_policies_mynumber_report_02.pdf))
- 鬼丸武士, 2012, 植民地統治と警察—19世紀から20世紀初頭のシンガポールでの治安維持, 林田敏子(編著)/大日方純夫(編著), 近代ヨーロッパの探究 13 警察 第10章: pp.417-458, ミネルヴァ書房
- 蔭山信, 2010, 注解遺失物法, 東京法令出版
- カルダー、ケント・E. (著)、長谷川和弘 (訳), 2016, シンガポール - スマートな都市、スマートな国家, 中央公論新社
- 警察政策学会外国制度研究部会, 2003, 「市民と警察との協力施策」(シンガポール及びオーストラリアにみられる例), 警察政策学会資料第22号: pp.2-15, 警察政策学会
- 警察庁, 2004, 平成16年 警察白書
- 警察庁, 2022, 令和4年 警察白書
- 自治体国際化協会シンガポール事務所, 2021, シンガポールの政策令和3年度(2021年度)改訂版, 自治体国際化協会
- 篠崎弘, 1990, ぼくはマッド・チャイナマン—ディック・リーが奏でるシンガポールの明日, 岩波ブックレット, 岩波書店(岩波ブックレット)
- 総務省, 2021, デジタル活用支援～現状と今後の取組について～, 総務省ウェブサイト, (2023年7月13日取得, [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000743459.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000743459.pdf))
- 総務省統計局, 2023, 世界の統計2023, 2023年7月23日取得,  
<https://www.stat.go.jp/data/sekai/pdf/2023a1.pdf#page=15>)
- 田村慶子、本田 智津絵, 2014, シンガポール謎解き散歩, KADOKAWA/中経出版
- 田村慶子, 2016, シンガポールの基礎知識(アジアの基礎知識2), めこん
- 田村慶子(編著), 2021, シンガポールを知るための65章【第5版】, 明石書店

- 中島美園, 2002, シンガポールの近年の IT 計画と住民への普及について, 自治体国際化フォーラム第 148 号, 自治体国際化協会ウェブサイト, (2023 年 4 月 28 日取得, [https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1255188/www.clair.or.jp/j/forum/forum/sp\\_jimu/148\\_2/INDEX.HTM](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1255188/www.clair.or.jp/j/forum/forum/sp_jimu/148_2/INDEX.HTM))
- 花輪陽子, 2018, シンガポールで見た日本の未来-少子高齢化でも老後不安ゼロ, 講談社+α新書, 講談社
- 原田宗宏, 2001, シンガポールへの交番輸出と諸外国での交番制度導入の状況について, 警察学論集第 54 巻第 8 号: pp.168-188, 警察大学校編集/立花書房刊
- 水間政憲, 2013, ひと目でわかる「アジア解放」時代の日本精神, PHP 研究所
- 湯浅壘道, 2017, シンガポールにおけるデジタル・フォレンジックの近時の動き, デジタル・フォレンジック研究会第 459 号コラム, デジタル・フォレンジック研究会ウェブサイト, (2023 年 4 月 28 日取得, <https://digitalforensic.jp/2017/04/17/column459/>)
- リー・クアンユー (著)、小牧利寿 (訳), 2000a, リー・クアンユー回顧録 (上), 日本経済新聞社
- リー・クアンユー (著)、小牧利寿 (訳), 2000b, リー・クアンユー回顧録 (下), 日本経済新聞社

## 2) 欧文書籍・論文等

- Bayley, David H., 1976/1991, *Forces of Order - Policing Modern Japan*, University of California Press, 2nd Edition
- Community Development Councils, 2021, *CDC ANNUAL REPORT*, CDC  
(<https://www.cdc.gov.sg/who-we-are/press-centre/annual-reports/>)
- Department of Statistics Singapore, 2021, “Key Indicators - Social Demography” ,  
(2023 年 6 月 20 日取得,  
<https://www.singstat.gov.sg/publications/reference/singapore-in-figures/key-indicators>)
- HOUSING & DEVELOPMENT BOARD, 2021, HDB Annual Report 2020/2021. (2023 年 7 月 23 日取得,  
<https://www.hdb.gov.sg/about-us/news-and-publications/annual-reports>)
- Kocak, Deniz, 2018, *Rethinking Community Policing in International Police Reform: Examples from Asia* (SSR Paper 17), Geneva Centre for Security Sector Governance,  
(<https://www.ubiquitypress.com/site/books/10.5334/bcb/download/2160/>)
- Koh, Buck Song, 2020, *Safeguarding every day: 200 years of the Singapore Police Force*, the Singapore Police Force
- Lee, Dick, 2004, *LIFE, YELLOW MUSIC / UNIVERSAL*, SINGAPORE, CD 付属ブックレット

- Sheppard, Charles ed., 2019, *World Seas: an Environmental Evaluation (2nd Edition)*, Vol. II, Academic Press. (<https://www.sciencedirect.com/book/9780128050521/world-seas-an-environmental-evaluation#book-description>)
- Singapore Police Force, 2013-2021, *Annual Report* (<https://www.police.gov.sg/Media-Room/Publications?filter=9BC92AE1F3FF452D9CECC3D03C7D5BCB>)
- Singh, Jarmal, 2000, COMMUNITY POLICING IN THE CONTEXT OF SINGAPORE, *RESOURCE MATERIAL SERIES* No. 56:pp.126-139, the United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders  
([https://www.unafei.or.jp/publications/pdf/RS\\_No56/No56\\_14VE\\_Singhl.pdf](https://www.unafei.or.jp/publications/pdf/RS_No56/No56_14VE_Singhl.pdf))